

石岡市地域福祉計画

お互いを思いやり支えあう
ずっと住み続けたいまち いしおか

平成 29 年度から平成 33 年度



平成 29 年 3 月
石岡市



はじめに

近年、地域の住民どうしのつながりの希薄化、コミュニティの弱体化といった状況がみられ、また急速な少子高齢化や個人の価値観の多様化に伴い、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中、私たちが経験した大震災や豪雨水害は、地域における支えあいなど地域福祉の果たす役割の重要性を再認識する機会にもなったところです。

当市では、平成24年3月に策定した「石岡市地域福祉計画（第1期）」に基づき、地域福祉の推進に努めてきたところですが、さらに地域福祉計画を推進するために、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画となる「石岡市地域福祉計画（第2期）」を策定しました。

今回の計画におきましては、人と人のつながり創り、地域の連携・ネットワークの強化、市民と行政の協働の強化、災害に備えた取り組みを施策展開の柱に位置付け、安心して暮らせる地域社会の構築を目指すこととしています。

今後とも、住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう本計画に基づいて、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が連携し協働しながら、地域全体で生活課題を解決し、ひとりひとりが自立した生活を送ることができる地域社会を実現して参りたいと考えております。

結びに、本計画策定にあたりましてご尽力いただきました石岡市地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成29年3月

石岡市長 今泉 文彦

目 次

第1章 計画のねらいと位置づけ	1
第1節 地域福祉とは	3
第2節 なぜ地域福祉計画が必要なのか	4
第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」	5
第4節 地域の考え方について	6
第5節 計画の位置づけ	7
第6節 計画の期間について	8
第7節 計画の策定体制について	9
(1) 地域福祉計画策定委員会	9
(2) ワーキングチーム会議	9
(3) 事務局	9
第2章 市の現状	11
第1節 市の現状について	13
(1) 市の人口	13
(2) 世帯数	14
(3) 人口の増減	15
(4) 福祉を取り巻く状況	16
(5) 地域活動などの状況	18
第2節 調査から見える市の現状	20
(1) 市民満足度調査から	20
(2) 「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケートから	22
(3) 施策の進捗状況について	22
第3章 基本的な考え方	25
第1節 基本理念	27
(1) 基本理念	27
(2) 地域福祉推進の基本的な考え方	29
第2節 基本目標	30
第3節 計画におけるそれぞれの役割	31
(1) 地域の住民や団体・企業等の役割	31
(2) 市と社会福祉協議会の役割	32
第4節 計画の体系	33

第4章 施策の推進	35
第1節 「社会力育て」～人と人とのつながりを創ります。～	37
(1) 子どもと住民の社会力育て	41
(2) 福祉に関わる人材の育成	44
第2節 「組織づくり」～連携とネットワークを強めます。～	47
(1) 地域福祉を支える団体間の連携と協働	51
(2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり	53
第3節 「体制づくり」～住民と行政の協働を進めます。～	55
(1) 地域福祉向上のための協働の推進	60
(2) 情報の発信と相談事業の強化	64
第4節 「計画の担い手と役割」～それぞれの特性を活かします。～	67
(1) 地域での活動への支援	71
(2) 福祉サービスの促進と強化	73
第5章 計画の推進と評価	75
資料編	
1 石岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	81
2 石岡市地域福祉計画策定委員会名簿	83

第

1

章

計画のねらいと位置づけ

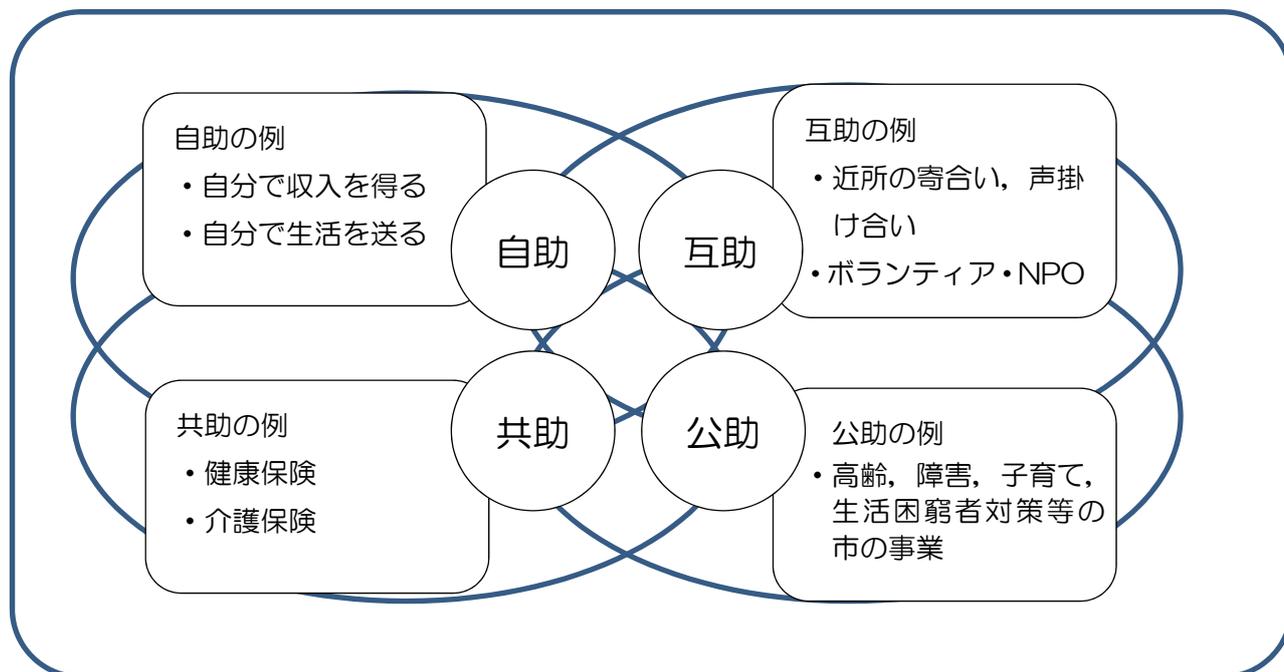
第1章 計画のねらいと位置づけ

第1節 地域福祉とは

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活環境について住民一人ひとりの努力である「自助」、自発的な互いの支えあいである「互助」、リスクを共有する仲間同士の負担の分け合いである「共助」、公的な制度による支援である「公助」の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで「助けあい」「協力する」自助、互助、共助、公助を踏まえた「地域の助けあいによる福祉」、これが「地域福祉」です。

◇地域福祉の考え方（自助・互助・共助・公助）



第2節 なぜ地域福祉計画が必要なのか

近年、少子高齢化、核家族化などの社会情勢や地域社会の変化に伴って、昔ながらの家庭や地域の付き合いが希薄化し、助けあいや支えあいなどの機能が失われてきています。

このため、生活していく上で、何らかの支援が必要な人々が、地域の中で孤立し、不安やストレスを抱えることになり、生活の困窮や、子どもや高齢者への虐待、引きこもり、自殺、ホームレスなどの社会問題にもなっています。

また、近年、行政の福祉施策が充実してきており、市民のボランティア活動なども活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。このことは、平成23年に発生した東日本大震災においても、地域住民の自主的な助けあいが大きな役割を果たしたことから、その重要性が再認識されています。

国では、社会福祉法において、「地域福祉の推進」という考え方が、法的に明記されています。この法律では、行政だけでなく、社会福祉協議会や福祉に関わるすべての事業者、ボランティア活動を行う方々、それぞれの地域に暮らすすべての住民も協力しあってより良い地域づくりを進めていくことが必要とされています。

[参考] 社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、社会福祉法の第107条では、市において、支援が必要な人々が地域の中で生活するうえで解決すべき課題を明らかにするとともに、そのために必要なサービスや、それを提供する体制を整備することを目的とし、住民の参加によって策定する「地域福祉計画」を策定するよう求められています。

[参考] 社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

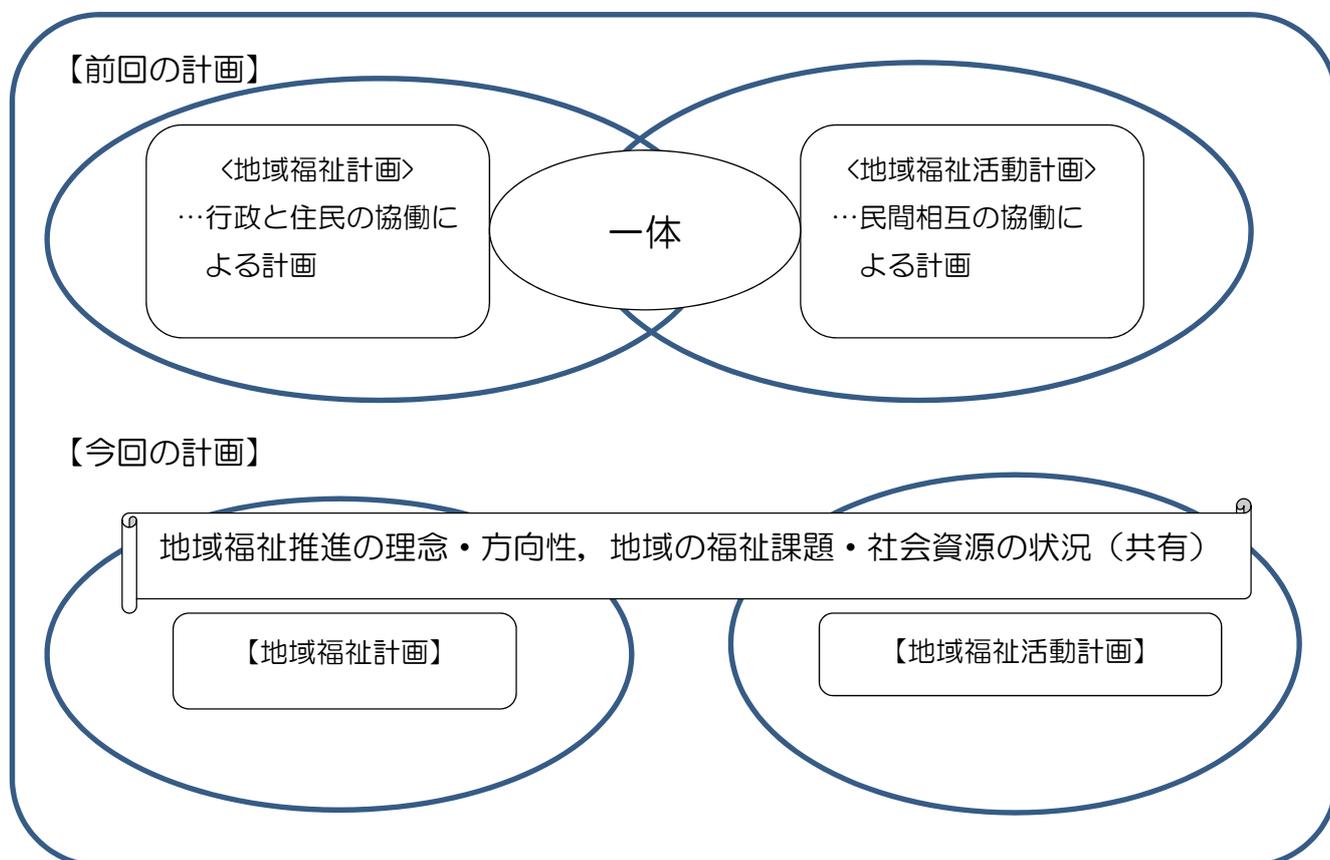
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

石岡市では「地域福祉計画」とは別に、「地域福祉活動計画」を策定しています。これは、社会福祉協議会が中心となって、住民や福祉活動を行う団体などが「地域福祉の担い手」として、相互に協力して策定する地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画です。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指し、住民の皆様の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）や社会資源の状況、地域福祉の理念などを共有したり、地域住民による福祉活動への支援策などの内容を共有することから、計画の策定に当たっては、内容の一部や策定課程を共有するなど相互に連携します。

今回の策定においては、「地域福祉計画」により目標を設定後、市民生活の実態にあった「地域福祉活動計画」を策定するため別に策定します。計画の中心部分となる地域福祉を推進する理念や方向性、地域の福祉課題・社会資源の状況といった部分は互いに共有しつつ、また、住民参加についてはどちらの計画でも引き続き行うものとします。

◇地域福祉計画と地域福祉活動計画



第4節 地域の考え方について

地域福祉を進めるうえで、住民の皆さまが連携して活動をしている範囲を母体としてとらえることが大切です。

例えば、回覧板やゴミの集積所については部（班）や区・町内会・自治会が対象範囲であり、福祉関係団体については中学校区や市全体が対象範囲となり、生涯学習の推進については、石岡地区は4地区公民館区、八郷地区は8地区公民館区が対象範囲となりその関わりにより地域の対象範囲は変わります。

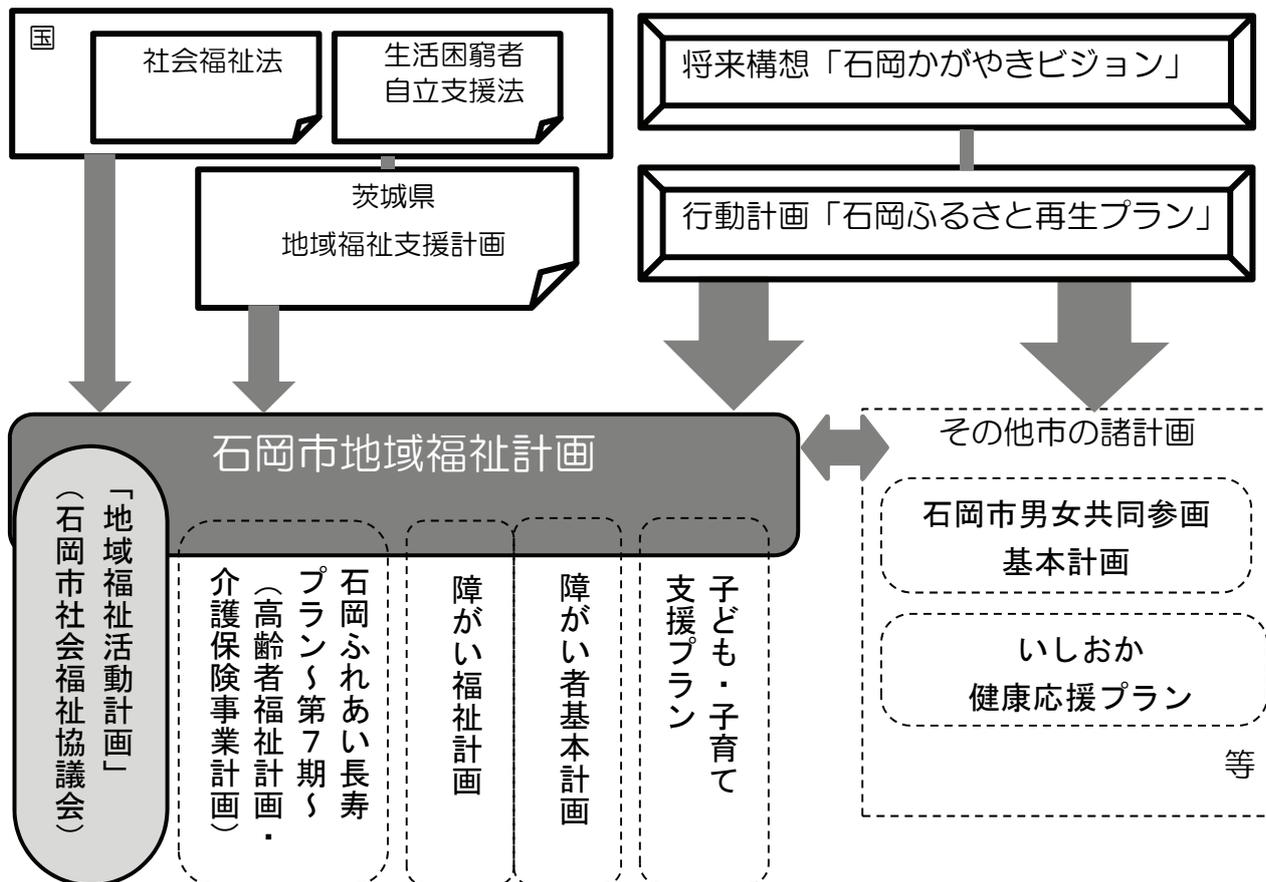
そこで、この計画で盛り込まれた施策を実施するにあたっては、福祉サービスを利用する人が日常生活を送るのに必要とする範囲、あるいは、施策に基づき行政などが各種事業を展開する活動範囲を地域福祉の対象地域としてとらえることとしました。

第5節 計画の位置づけ

石岡市地域福祉計画は、先にも述べたとおり、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、市の将来構想である「石岡かがやきビジョン」、その行動計画となる「石岡ふるさと再生プラン」との整合性を保つとともに、これまでに策定し実行してきた各分野別の福祉計画（石岡市障がい者基本計画、石岡市障がい福祉計画、石岡ふれあい長寿プラン～第7期～〔高齢者福祉計画と介護保険事業計画〕、石岡子ども・子育て支援事業計画）等を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

◇施策の連携イメージ



◇生活困窮者自立支援法（制度）について

これまで「生活困窮者」と呼ばれてきた人たち，すなわち現在は生活保護を受給していないが，今後生活保護に至るおそれがある人について，本来ならば，生活面において将来自立していくことが期待できる人たちであっても，これまでは手持ちの資源（預貯金等）等が無くなるまで支援を知らないとか，支援を相談しても受けられないといったことから，結果的に生活保護となるまで支援に結びつかないことがありました。

そのため，生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る，言わば社会保険制度等と生活保護の間で機能する「第2のネット」として，平成27年度に「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援制度」がスタートしました。

この制度のもとでは，専門機関だけでなく，住民団体やボランティアなどとも協働した「支えあいの地域づくり」を考えていく必要があります，また包括的支援を実現する観点から，労働や保健医療などの分野との連携と協働をすすめるためには「地域」を基盤とした発想が必要不可欠であり，その推進にあたっては，地域福祉（支援）計画の活用が効果的であるとされています。

そのため，本計画においても，生活困窮者の自立支援方策を位置づけるとともに，必要な事項を明記することにしました。

第6節 計画の期間について

この計画は，平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。

また，変化する社会情勢や，関連する他の個別計画との整合性を図るため，必要に応じて見直しを行うことにします。

第7節 計画の策定体制について

(1) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者，保健・医療又は福祉関係団体の代表者，市民代表（公募），民生委員・児童委員の代表者などで構成される「石岡市地域福祉計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し，審議を行いました。

開催回	日 程	協議事項
第1回	平成28年7月27日	・計画の策定スケジュール ・アンケート集計結果及び分析 ・計画策定の概要
第2回	平成28年9月23日	・アンケート集計結果及び分析 ・石岡市の現状と課題
第3回	平成28年12月13日	・アンケート調査から見た問題点・課題・提案 ・新計画の体系案 ・新計画の素案
第4回	平成29年2月10日	・新計画の素案の最終確認

(2) ワーキングチーム会議

庁内関係各課の代表者（係長以上）によるワーキングチームを組織し，施策の現状と課題に対する意識の共有及び計画立案に向けた連携と協議，策定委員会に提出する計画案の検討を行いました。

開催回	日 程	協議事項
第1回	平成28年8月25日	・計画の策定スケジュール ・アンケート集計結果及び分析 ・計画策定の概要
第2回	平成28年11月15日	・施策の確認
第3回	平成29年1月25日	・新計画の素案の最終確認

(3) 事務局

保健福祉部社会福祉課が担当し，計画策定に向けた基礎調査，ニーズ調査票の作成，計画案の立案，策定委員会及びワーキングチーム会議の庶務（日程調整，資料作成，議事録作成など）を行いました。

第

2

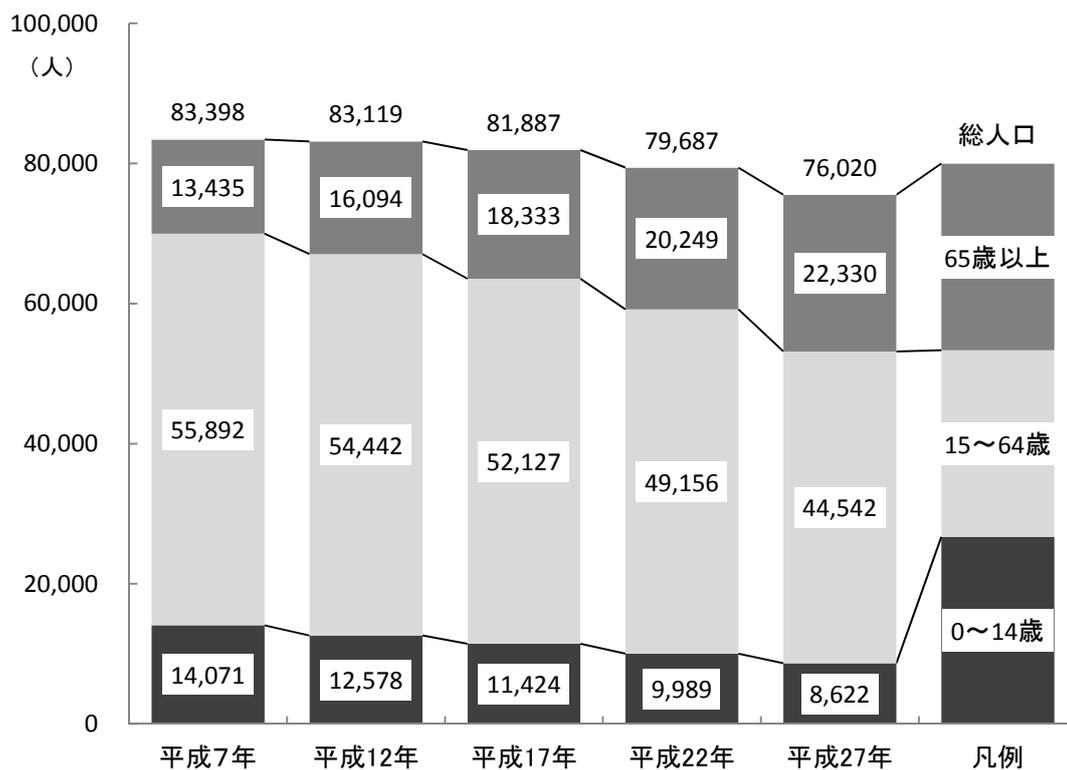
章

市の現状

第2章 市の現状

第1節 市の現状について

(1) 市の人口

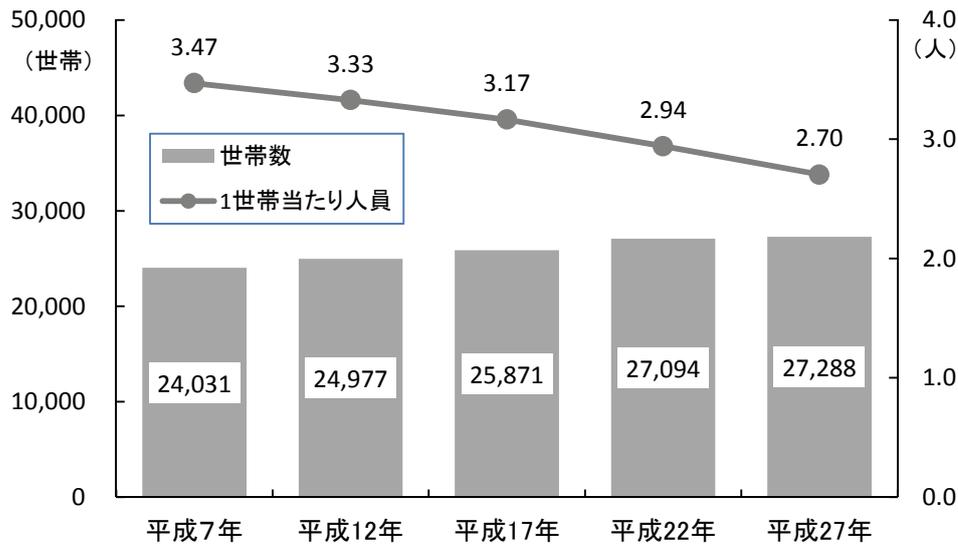


(国勢調査より)

石岡市の総人口は、平成7年の83,398人をピークにその後20年間に7,378人減少し、平成27年では76,020人となっています。

年齢構成では、0～14歳までの年少人口が減少、65歳以上の高齢者人口が増加し続けており、今後も少子高齢化がさらに進むことが予想されます。

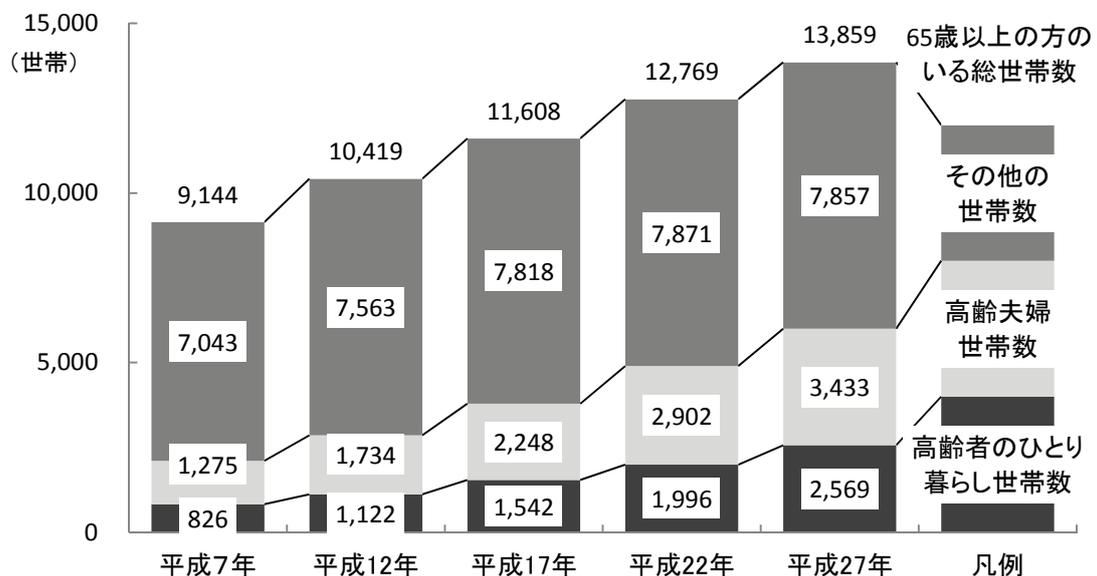
(2) 世帯数



(国勢調査より)

世帯数は一貫して増加してきており、平成27年には27,288世帯となっています。人口減少に対する世帯数増加は1世帯あたりの人数が減少することを意味し、単身世帯や核家族世帯が増えていることを示します。

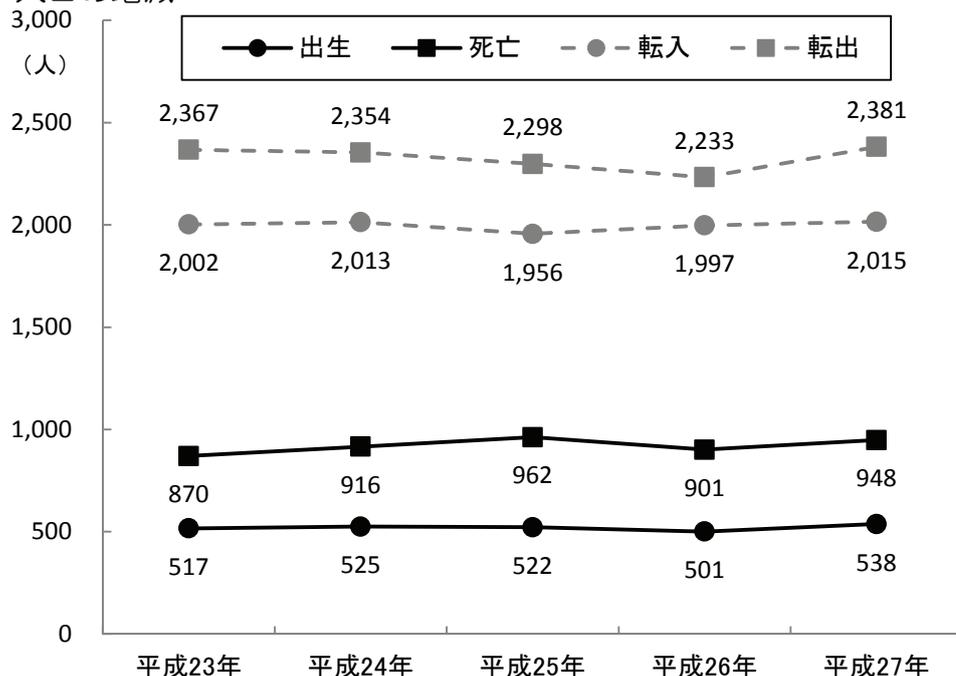
◇高齢者の世帯数



(国勢調査より)

65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加しており、平成27年には13,859世帯と、総世帯数の50.8%となっています。特に高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦世帯が増えています。

(3) 人口の増減



(人口動態統計, 住民基本台帳人口移動報告より)

市の人口の増減の状況を見ると、自然増減では、出生数は500人台で推移してきています。死亡数は、平成24年以降は900人台となっています。出生数が死亡者数を下回っていることが、人口減少の主たる原因になっています。

一方の社会増減に目を向けると、各年ともに、転入を転出が上回る傾向がみられます。

◇合計特殊出生率

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
石岡市※	1.35 (平成20~24年)				
茨城県	1.39	1.41	1.42	1.43	1.46
国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.46

※石岡市の値はベイズ推定値

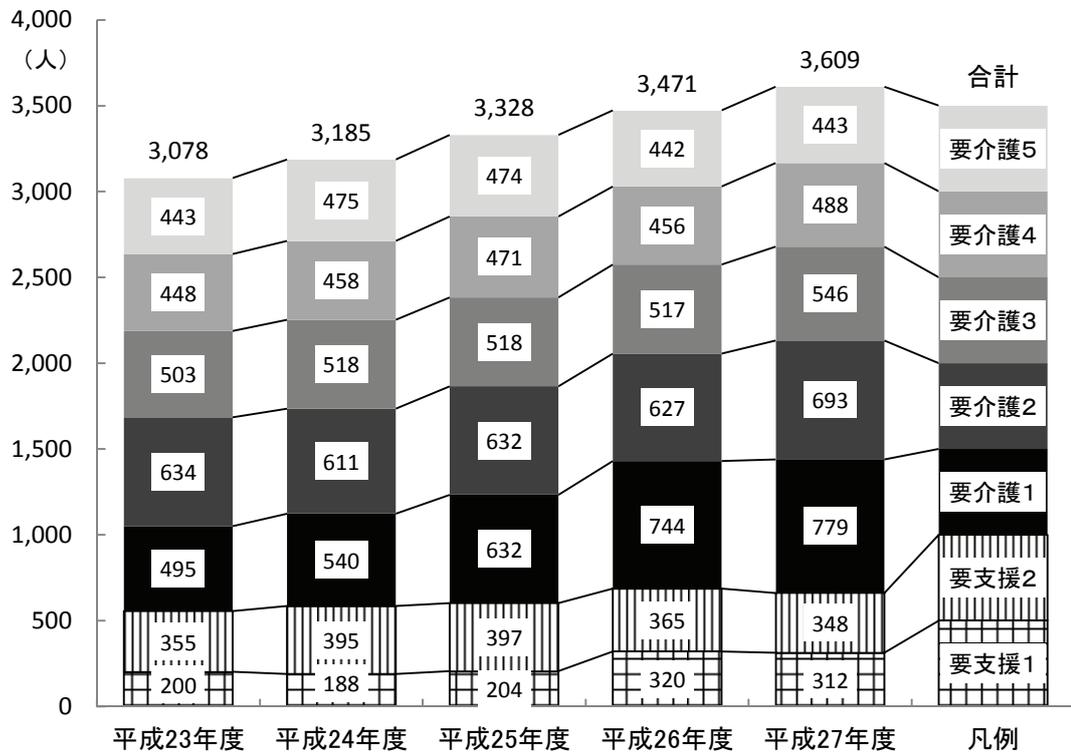
(人口動態統計より)

◎ベイズ推定値とは…市町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、対象となる市町村と同質と考えられる周辺地域のデータを組み合わせて合計特殊出生率を補正したものです。

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を推計したもので、算出の方法としては「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」となります。この値がおおよそ2を下回ると、人口は減少に転じます。国や県では、ここ数年増加傾向にありますが、人口を維持するのに必要とされる2.07以下の状況が長く続いています。

(4) 福祉を取り巻く状況

◇要支援・要介護認定者数



(介護保険事業状況報告, 各年9月分より)

要支援・要介護認定者数は、制度開始時から石岡市全体として増加し続けており、平成27年度では3,609人となっています。

◇障がい者数の推移

(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障がい者(児)	2,642	2,695	2,731	2,766	2,828
知的障がい者(児)	489	503	522	526	525
精神障がい者	235	250	311	312	375

(社会福祉課より)

石岡市における障がいのある方の人数を障害者手帳の取得状況としてみると、平成27年度末現在では、身体障害者手帳を取得されている身体障がい者(児)は2,828人、療育手帳を取得されている知的障がい者(児)は525人、精神障害者保健福祉手帳を取得されている精神障がい者は375人となっています。

◇障害福祉サービスの利用状況

(人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
訪問系	居宅介護	53	59	56	61	61
	重度訪問介護	0	0	0	1	1
	行動援護	0	0	0	0	1
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	同行援護	0	2	2	3	4
日中活動系	生活介護	123	139	146	151	157
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	37	27	21	19	11
	就労移行支援	23	21	28	29	29
	就労継続支援(A型)	3	3	6	8	13
	就労継続支援(B型)	45	48	57	67	75
	療養介護	0	7	7	7	6
	短期入所	17	18	18	22	23
	児童デイサービス※1	10	-	-	-	-
	児童発達支援※1	-	7	4	2	7
放課後等デイサービス※1	-	2	19	29	41	
居住系	共同生活援助※2	17	21	20	56	63
	共同生活介護※2	27	30	30	3	-
	施設入所支援	106	119	117	114	109

※1 児童デイサービスは、制度改正に伴い児童発達支援と放課後等デイサービスに分かれました。

※2 共同生活介護は、制度改正に伴い共同生活援助に移行しました。(社会福祉課より)

障害福祉サービスの利用状況を見ると、生活介護、就労継続支援(A型、B型)、共同生活援助とも利用が大きく伸びています。

◇生活保護の状況

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受給世帯数	665	669	698	694	706
受給者数	877	880	912	898	904
保護率※	11.2	11.3	11.8	11.8	11.9
面接・相談件数	336	304	326	302	332
申請件数	122	106	133	100	130
開始件数	107	93	116	88	110
廃止件数	80	89	89	93	97

※保護率は人口1,000人当たりの受給者数を示します。

(社会福祉課より)

生活保護の状況を見ると、ほぼ横ばいながら、この5年の間では微増となっています。

(5) 地域活動などの状況

◇区・町内会・自治会の状況

石岡市には区・町内会・自治会があります。この区域は、同じ地域に住む人が、地域におけるいろいろな問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

区には区長や協力員がおり、住民と行政機関との相互連携を図り、住民と行政との協働によるまちづくりの推進のために、次のような活動を行っています。

- ・ 市政に対しての要望事項などの取りまとめ
- ・ 住民への市政に関する連絡事項の周知
- ・ 市の調査報告や広報紙などの配布
- ・ 安全安心で快適なまちづくりへの貢献

◇民生委員・児童委員の状況

(人)

地区協議会名	民生委員・児童委員	(内) 主任児童委員
東	32	2
府 中	32	2
城 南	18	2
国 府	24	2
八 郷	56	3
合 計	162	11

(平成 28 年 1 月 1 日現在, 社会福祉課より)

民生委員は、民生委員法に基づいて、地域住民の福祉増進のために様々な福祉活動を行う地域の奉仕者です。

行政の関係機関と連携しながら、身近な地域で、さまざまな相談や援助活動を行っており、児童福祉法の児童委員を兼ねているため、正式には「民生委員・児童委員」といいます。民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する専門的な支援を行う主任児童委員もいます。

平成 28 年 1 月 1 日現在の定数は、162 人で、そのうち主任児童委員は 11 人となっています。

なお、民生委員・児童委員は、市内を 5 地区に分けて、地区ごとに民生委員児童委員協議会を組織するとともに、石岡市全体の民生委員児童委員協議会連合会を組織しています。

◇ボランティア活動の状況

【登録団体数】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録ボランティア 団体数	65	62	60	62	66

【登録者数】 (人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録ボランティア 人数	1,403	1,178	1,130	1,170	1,231
うち、福祉分野 ボランティア人数	703	533	495	570	533
うち、福祉分野外 ボランティア人数	700	645	635	600	698

(社会福祉協議会より)

登録ボランティア人数及び団体は、ここ数年横ばい傾向となっています。平成 27 年 11 月末現在、石岡市社会福祉協議会に登録しているボランティアは 66 団体 1,231 人となっており、多分野において地域に根ざした活動を展開しています。

◇NPO法人の状況

近年、さまざまな課題に関心を持ち、それぞれの分野で活動に取り組む市民活動団体が多数生まれています。その中で特定非営利活動法人（NPO 法人）の資格を持つ団体はそれほど多くはなく、平成 28 年 9 月末現在、17 団体です。

市民ならではの視点から、教育、環境、市民コミュニティ、文化、地域振興、防犯、福祉、スポーツなどの分野で、活動しています。

第2節 調査から見える市の現状

(1) 市民満足度調査から

市民満足度調査は「石岡ふるさと再生プラン」の進行管理にあたり、市民の求める施策や優先順位を検討するための資料づくりや、市民参画のまちづくりを推進することを目的として毎年、実施されているものです。

この調査では、「石岡ふるさと再生プラン」に位置付けられた7の政策、47の基本施策ごとに満足度と重要度をそれぞれ5段階に分け、満足度については「満足している」を5点、「不満である」を1点とし、重要度では「重要である」を5点、「重要でない」を1点として、段階に応じた配点を用いて、数値化されています。

○調査の概要

【調査方法】 郵送配付・郵送回収

【調査期間】 平成28年6月15日（水）～平成28年6月30日（木）

【回収結果】 回答数1,365件、回収率34.1%

このうち、健康・福祉の分野については「健康で笑顔があふれるのびやかなまちへ（健康・福祉）」という政策で位置付けられており、これに基づく基本施策と、その結果は以下の通りとなっています。

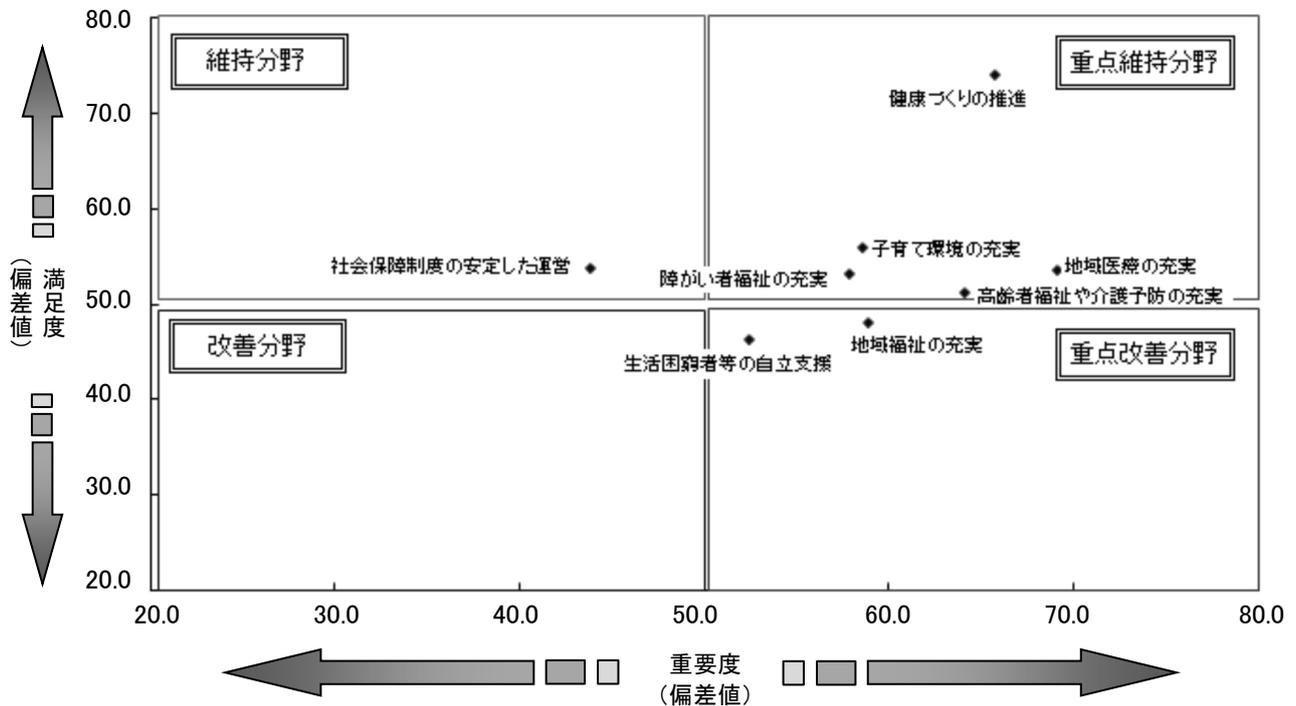
◇主な調査結果

基本施策	平成28年度 満足度	平成28年度 重要度	平成27年度 満足度	平成27年度 重要度
健康づくりの推進	3.41	4.30	3.37	4.32
地域医療の充実	2.99	4.38	2.99	4.36
子育て環境の充実	3.04	4.12	3.02	4.10
高齢者福祉や介護予防の充実	2.95	4.26	2.88	4.24
障がい者福祉の充実	2.99	4.10	2.94	4.07
地域福祉の充実	2.88	4.13	2.87	4.13
生活困窮者等の自立支援	2.85	3.97	2.82	3.95
社会保障制度の安定した運営	3.00	3.75	2.97	3.77

※ゴシック体の部分は特に本計画とかかわりの深いところ

○基本施策の相対評価

05 健康で笑顔があふれるのびやかなまちへ(健康・福祉)



上の図は、市の施策全体における各施策の満足度と重要度の位置を示したものです。図の中で上に行くほど満足度が高く、右に行くほど重要度が高いことを示しています。この図から、各基本施策がどの程度の位置にあるかを相対的にみると、次のような傾向が見て取れます。

【全体傾向】

- ・「健康で笑顔があふれるのびやかなまちへ(健康・福祉)」における基本施策は、重要度偏差値が高い傾向にあります。

【施策別の傾向】

- ・「高齢者福祉や介護予防の充実」は、満足度偏差値が上昇したため、重点改善分野(前回)から重点維持分野へ変化しています。
- ・「健康づくりの推進」「地域医療の充実」「子育て環境の充実」「障がい者福祉の充実」は、前回と同様に重点維持分野でした。重要度偏差値が高いのに対して満足度偏差値が高いためです。
- ・「地域福祉の充実」「生活困窮者等の自立支援」は、前回と同様に重点改善分野でした。重要度偏差値が高いのに対して満足度偏差値が低いためです。
- ・「社会保障制度の安定した運営」は、前回と同様に維持分野でした。

このように、地域福祉は健康福祉の分野の中では特に重点を置いて改善を期待されている分野であると考えられます。

(2) 「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケートから

市では、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人に対するアンケート調査を実施しました。この調査により、地域の生活課題の把握や必要とされるサービス、提供されているサービスを点検し、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する上での参考としました。

○調査の概要

【調査方法】 郵送配付・郵送回収

【調査期間】 平成28年3月1日（火）～平成28年3月31日（木）

【回収結果】 回答数764件，回収率38.2%

(3) 施策の進捗状況について

前の計画である「石岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では18の施策を掲げ、それぞれの施策ごとに、「市民」や「市」、「社会福祉協議会」の役割ごとに「取り組み」を設けました。以下は、このうち「市の取り組み」について、各担当課による自己評価をまとめたものです。

評価基準は、「A」が「全て進捗した」、「B」が「概ね進捗した」、Cが「一部進捗した」、「D」が「全く進捗しなかった」で、数字はその取り組みの数を表します。なお、同じ取り組みを複数の課で行った場合は、評価を行ったすべての課ごとに行い、もっとも低い評価のものを採用しました。また、「D」には評価すべき事業の取り組みがなされなかったものの数も含まれています。（→次ページ）

◇「市の取り組み」についての評価

	取り組み の数	A	B	C	D
【施策1】介護予防事業の充実に努めます。	3	3	0	0	0
【施策2】福祉サービスの充実に努めます。	11	3	7	0	1
【施策3】各種相談事業を充実します。	4	1	3	0	0
【施策4】社会福祉協議会との連携・協働を進めます。	9	1	5	0	3
【施策5】安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。	9	1	3	3	2
【施策6】災害時の支援体制の確立に努めます。	11	3	3	5	0
【施策7】健康の管理や体力づくりの機会を提供します。	6	0	5	0	1
【施策8】情報の提供を充実します。	8	0	8	0	0
【施策9】福祉関係機関の連携を図ります。	3	0	2	1	0
【施策10】社会福祉協議会の基盤を強化します。	3	0	2	0	1
【施策11】学校などでの社会力育成教育を進めます。	5	0	5	0	0
【施策12】地域住民の交流と協働を進めます。	4	2	2	0	0
【施策13】地域住民などの福祉意識の高揚に努めます。	6	0	2	4	0
【施策14】住民のボランティア意識を高めます。	4	0	3	1	0
【施策15】地域に貢献する人材を育てます。	7	0	5	1	1
【施策16】ボランティアなどの活動を支援します。	4	0	3	1	0
【施策17】地域交流の場の提供づくりに努めます。	4	0	4	0	0
【施策18】社会資源の見直しと活用を図ります。	5	0	5	0	0

この評価を受け、「C」や「D」の多かった主な項目については以下の対応を行います。

- ・社会福祉協議会と関連する施策4などにおいては、どの事業がどの取り組みに対応するかが明確でないものが見られたため、本計画では評価により進捗を図れるよう枠組みを改めます。
- ・安全や安心と関連する施策5や施策6においては、公園や街灯の整備など計画的な整備が求められる点については時間と予算に基づき引き続き整備を進めます。また、在宅災害時要援護者避難支援制度については制度への理解等が不十分であるため引き続き周知を重点的に行います。
- ・地域の福祉意識や地域に貢献する人材など地域の活動を支える施策13や施策15においては、事業の周知が不足していることによる不振が考えられるため、今後は周知を強化します。

第

3

章

基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

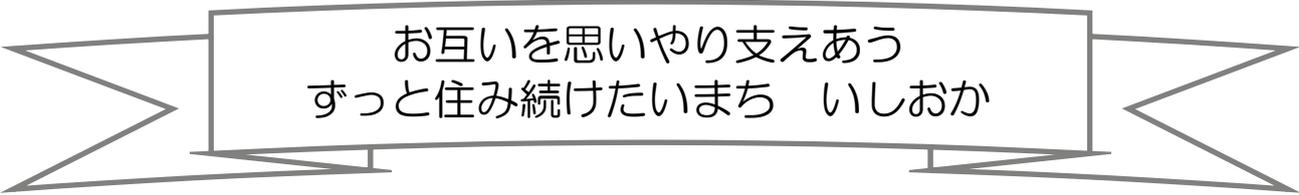
第1節 基本理念

(1) 基本理念

各地域には、障がいのある方やない方、性別・年齢・国籍や文化の違う人などさまざまな人々が暮らしています。加えて、最近では、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、生活困窮者やひとり暮らしの高齢者の問題や、高齢者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体の中であらゆる人々のふれあいや支えあいを育むとともに、住民一人ひとりが共有の課題として受け止め、人や地域のネットワークでお互いに補いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

地域福祉を進めていくためには、地域で暮らす誰もがお互いを思いやり支えあっていくことが大切であり、そして実践していくことこそが重要であるという考え方に立ち、次のとおり、基本理念を定めます。



お互いを思いやり支えあう
ずっと住み続けたいまち いしおか

◇ 石岡市民憲章について

市民憲章とは、市民共通の行動規範となるものであり、まちづくりのための活動目標を示すものです。

この「石岡市民憲章」の策定については、石岡市の明日を担う若い世代の意見を反映するために、市内中学生を対象としたアンケートを実施し、市民憲章に取り入れるキーワードを募集いたしました。また、市内各中学校から選出された12名の中学生と、石岡市と地域連携協定を結んでいる茨城大学人文学部で構成される「石岡市市民憲章懇談会」において文言を策定しました。

この憲章は市民の行動の規範として、地域福祉においても重要な役割を果たすと考えるため、ここに掲載します。

石 岡 市 民 憲 章

わたしたちは、ふるさとを誇り、活力と生きがいに満ちた平和なまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1 力を合わせ、みんなが集まる魅力あるまちをつくります。
- 1 きまりを守り、安全で安心して暮らせるまちをつくります。
- 1 互いを尊重し、笑顔と思いやりのあるまちをつくります。
- 1 色彩豊かな自然を生かし、きれいで快適なまちをつくります。
- 1 歴史と伝統に学び、文化を育むまちをつくります。
- 1 情熱をもって仕事にはげみ、夢と希望あふれるまちをつくります。

平成27年10月1日 制定

特に「互いを尊重し、笑顔と思いやりのあるまちをつくります。」の項目は、地域福祉を推進する上で重要なため、基本目標に取り上げました。

(2) 地域福祉推進の基本的な考え方

地域福祉の推進にあたっては、サービスを受ける側のニーズとサービスを提供する側との一体感を最重要視しながら、地域においての孤立感を防止し、さまざまな社会活動に参加する機会につながる、地域住民の参画が不可欠です。

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進について

福祉サービスを必要とする地域住民に対する情報の提供、要援護者が必要なサービスを利用できるように社会福祉従事者の専門性の活用を図ります。

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興と促進、及びこれらと公的サービスの連携による公私協働を図るとともに、福祉、保健、医療と、生活に関連する他分野との連携を強化します。

3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進について

地域住民、ボランティア団体、NPO法人などが社会福祉活動に必要な知識や、技術の習得を進めます。また、社会福祉従事者なども、地域活動に積極的に参加するよう働きかけます。

4 すべての人へ支援が届く体制について

日ごろから要援護者の情報を適切に把握し、民生委員・児童委員と関係機関との間で共有を図ります。また、高齢者などが所在不明になったり孤立したりしないように、人と人とのつながり、すなわち社会力を強めていきます。

5 生活困窮者への対応について

生活困窮者が自立に向けた歩みを進めていくには、まずは自己有用感や自尊感情を取り戻すことが不可欠です。そして、自分の居場所や役割を発見し、人との「つながり」を実感できることも必要です。このように、生活困窮者の自立を考えるにあたっては、居場所や人とのつながりの形成など、個々人へのアプローチのみならず、地域に向けた取り組みを行っていきます。

第2節 基本目標

この計画では、基本理念を達成するため4つの基本目標を定めました。

目標1 互いを尊重し笑顔と思いやりのある地域をつくります

「向こう三軒両隣」というように、「近所づきあい」が地域づくりの基本となります。地域における協力体制づくりのためには、まずはあいさつや声かけからはじめ、地域に暮らしている人々が普段からふれあい、交流することでお互いに信頼関係を築き、思いやりを持って、共に支えあい助けあえる地域づくりを目指します。

目標2 自立した生活を支える地域をつくります

障がいのある方もない方も、小さな子どもから高齢者まで、誰もが自分らしく自立した生活を地域で送るためには、地域の支えあいと、それぞれの人が必要な福祉サービスを利用できることが大切です。すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを目指します。

目標3 健康で活気のある地域をつくります

長寿社会を迎えている今、すべての人が生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることが大切です。そのため、人々の健康に対する意識の向上を図るとともに、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

目標4 安心して暮らせる地域をつくります

安全で安心して暮らせる地域づくりのためには、道路や公共交通などのハード面の整備だけでなく、災害や急病など、緊急時における地域の中での連携が大切です。そのために、高齢者や障がいのある方、子どもにやさしいまちづくりと、災害への備えに取り組んでいきます。

第3節 計画におけるそれぞれの役割

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全体です。自分たちの住む地域で支えあい、助けあって理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、住民と行政との協働が不可欠となります。また、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、事業所など地域における様々な組織の取り組みも必要となります。

「石岡市地域福祉計画」は策定すること自体がゴールではなく、新しい地域福祉を実践するためのスタート地点であり、この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切になります。

(1) 地域の住民や団体・企業等の役割

住民や地域活動団体の役割としては、地域や福祉に関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見し、共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められています。そのためには、日ごろから地域の人たちが、あいさつや声かけをして交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。そして、そのような環境の中で、子どもの頃から人と人がつながり、社会をつくる力、つまり「社会力」をつけていくことがとりわけ重要になります。

民生委員・児童委員については、社会福祉に関する活動の担い手として、福祉サービスの対象とならない人や、虐待や暴力などで問題をかかえている人、地域の中で孤立し引きこもりとなり、心の問題を抱えている人に対する支援や見守りが期待されます。

福祉サービス事業者は、サービスの質を高め事業内容の情報を公開したり、利用者の生活の質の向上に取り組んだりすることが求められています。福祉施設などは、利用者とボランティア活動を行う団体や人たちとが交流しあう場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

(2) 市と社会福祉協議会の役割

石岡市の行政は、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域福祉の水準を高めるとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。また、地域における各種の活動団体を把握し、相互に連携と協力を図り、団体間の交流や参加意向のある住民と団体の調整を図るなど、市内の地域福祉に関する管理と運営を行い、地域における福祉活動の推進に努めます。

社会福祉協議会は、福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉を推進する中心的な存在として、住民と地域活動団体との関係を良くし、福祉サービス事業者と行政とのコーディネート役としての機能も求められます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対して事業の展開を図ることが求められています。

第4節 計画の体系

基本理念

基本目標

『 お互いを思いやり支えあう ずっと住み続けたいまち いしおか 』

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 自立した生活を尊重し笑顔と思いやりのある地域をつくりたい |
| 2 | 健康で活気のある地域をつくりたい |
| 3 | 安心して暮らせる地域をつくりたい |
| 4 | 健康で活気のある地域をつくりたい |

施策の展開

第1節 「社会力育て」

～人と人とのつながりを創ります。～

(1) 子どもと住民の社会力育て

- ① 学校などでの社会力育成教育を進めます。
- ② 地域住民の福祉意識を高めます。

(2) 福祉に関わる人材の育成

- ① 地域に貢献する人材を育てます。
- ② 住民のボランティア意識を高めます。

第2節 「組織づくり」

～連携とネットワークを強めます。～

(1) 地域福祉を支える団体間の連携と協働

- ① 福祉関係機関の連携を図ります。
- ② 地域交流の場を提供することに努めます。

(2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり

- ① 地域住民の交流と協働を進めます。
- ② ボランティア団体の活動を支援します。

第3節 「体制づくり」

～住民と行政の協働を進めます。～

(1) 地域福祉向上のための協働の推進

- ① 安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。
- ② 災害時の支援体制の確立に努めます。

(2) 情報の発信と相談事業の強化

- ① 情報の提供を充実します。
- ② 各種相談事業を充実します。

第4節 「計画の担い手と役割」

～それぞれの特性を活かします。～

(1) 地域での活動への支援

- ① 役割分担を明確にします。
- ② 社会資源の見直しと活用を図ります。

(2) 福祉サービスの促進と強化

- ① 福祉サービスの充実に努めます。
- ② 生活困窮者に向けた対策を進めます。

第

4

章

施策の推進

第4章 施策の推進

第1節 「社会力育て」

～ 人と人とのつながりを創ります。～

【現状と課題】

社会の変化や少子高齢化の中で核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者も増えて、地域社会での交流も少なくなってきたり、思いやりやいたわりといった優しい心を育む機会が少なくなっています。

地域福祉を推進するには、子どもから大人まですべての住民一人ひとりの心の中に、優しさを育て、みんなが互いに相手を思いやる気持ちを持つことが大切です。

そのためには市民一人ひとりの、「人が人とのつながり社会をつくる力」すなわち「社会力」を育てることが必要です。

社会力とは

- ① より良い社会をつくろうとする意欲や態度であり、
- ② より良い社会を具体的に考える力（構想力）であり、
- ③ 考えたより良い社会を実現し実行する力（実行力）のことです。

また、住民が安心して生活するためには、すべての住民が日ごろから福祉に対する理解を深めるとともに、その機会が十分与えられていることが必要です。地域福祉を進めるうえでの主役は住民です。

そのためには、地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘し、育て、地域でお互いに支えあうとともに、住民すべての社会力を育てることが重要です。

～ 第 1 期地域福祉計画における主な市の取り組み ～

◎「まちづくり出前講座」と「歴史の里いしおか市民講師」の実施

…住民と行政が一体となってまちづくりを進めていくために行う学習の場として、住民が主催する催しに講師を派遣する制度として「まちづくり出前講座」を実施しました。また、住民一人ひとりが生きがいや自己実現を求めて、楽しく学び合い、学んだことが地域社会に還元されるようにすることを目的に、各分野で活躍している住民の皆様から幅広くボランティア指導者を募り、「市民講師」として登録していただくことで、地域の人材の活用を行いました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
出前講座メニュー数	53	52	56
（うち、健康福祉に関するメニュー数）	16	16	17
出前講座の総開催数（回）	43	63	57
市民講師講座参加者数（人）	10,376	9,795	
市民講師登録者数（人）	85	68	60

※平成 28 年度は 10 月末時点

※市民講座参加者数は、年度末集計のため未集計

◎「石岡市地域福祉推進モデル事業」の実施

…地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなが「助けあい」「協力する」自助、互助、共助、公助を踏まえた「地域の助けあいによる福祉」を推進するため、市及び社会福祉協議会と協働で地域福祉活動に取り組む団体の事業に対してモデル指定し、その活動経費の一部を助成しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
モデル事業指定地域名	東の辻 2 部	東の辻 2 部	
		東の辻 1 部	東の辻 1 部

◎「地域福祉講演会」や「地域福祉を考えるつどい」の実施

…地域福祉の周知と啓発を促進するため、平成 24 年、平成 25 年に「地域福祉講演会」を実施しました。また、平成 27 年度からは「地域福祉を考えるつどい」として、地域活動に貢献した企業や個人の表彰や、高校生から高齢者までの各世代の住民による地域福祉についての意見発表会を行いました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域福祉を考えるつどいの参加者数（人）	（未開催）	531	450

◎ 「石岡ボランティアフェスティバル」の開催

…市内のボランティアサークルの活動紹介や様々なアトラクション, 手作り教室, 介護相談会など, ボランティアについての理解を深め, 参加を促進する「石岡ボランティアまつり」を開催しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
石岡ボランティアフェスティバルの参加者数 (人)	450	450	450
石岡ボランティアフェスティバルの出店等参加団体数	27	28	34

◎ ボランティアセンターの運営

…社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し, コーディネーターが相談やあっせんを行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ボランティアセンターのボランティアに関する相談の受付件数 (件)	12	8	8
ボランティアセンターの斡旋でボランティアへと結びついた件数 (件)	6	5	4

※平成 28 年度は 10 月末時点

◎ 各種福祉体験講座やボランティア養成講座の開催

…社会福祉協議会において, 次のような福祉体験やボランティア養成の講座を開催しました。

◇平成 27 年度の各講座の延べ受講者数 (人)

名 称	参加者数
手話奉仕員養成講座	19
朗読ボランティア養成講座	10
中学生福祉体験講座	30
ガイドヘルプボランティア養成講座	2
親子防災ボランティア入門体験教室	41

◎ 学校における福祉学習

…市内の小中学校では, 年間行事として, 福祉体験学習や福祉施設の訪問, 障害者スポーツ大会への参加, 特別支援学校等との交流を行い, 社会的に弱い立場にある人たちへの理解を持つ次世代の育成に取り組みました。

◇福祉体験学習の主な内容

インスタントシニア, 車いす, ブラインドウォーク, 手話, 点字 等

【目標の実現に向けた指標】

① 地域の人との普段のつながりが強い人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声を掛け合ったりしている」、「困っているときに相談したり助けあったりしている」、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」のいずれかを回答した人の割合の合計

現状値（平成 28 年） 12.7% → 目標値（平成 33 年） 30.0%以上

② 地域の人との普段の付き合いで『満足している』人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、地域の人との普段の付き合いに「満足している」、「ほぼ満足している」と回答した人の割合の合計

現状値（平成 28 年） 80.4% → 目標値（平成 33 年） 90.0%以上

③ 各種福祉体験学習の参加者数の増加

…福祉体験学習（インスタントシニア、車いす、ブラインドウォーク、手話、点字）に参加した人の合計

現状値（平成 27 年度） 102 人 → 目標値（平成 33 年度） 200 人以上

【具体的な取り組み】

(1) 子どもと住民の社会力育て

- ① 学校などでの社会力育成教育を進めます。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 介護予防教室や栄養管理などについての学習会に参加して、健康の保持に努めます。
- 学習会や講座を通して、介護予防につなげるように地域で取り組みます。
- 健康づくりに関心を持ち自ら実践します。
- 行政が行う健康づくり事業に積極的に参加協力します。

<市の取り組み>

- **広い視野をもつ次世代の育成，住民の主体的な活動の推進**
…職場体験の実施，障害者スポーツ大会への参加，特別支援学校との交流，福祉施設訪問，福祉体験（インスタントシニア，車いす，ブラインドウォーク，手話，点字等）を実施します。
- **家庭及び地域における福祉教育の推進**
…募金活動やペットボトルキャップ，アルミ缶回収，ふれあい集会等による地域の高齢者等との交流を実施します。
- **子どもから大人まで参加できる講座や事業の実施**
…生涯学習を推進するため，幅広い年齢層への広報活動を促進し，住民の「生きがい」づくりや，知識や経験の豊富な地域の人材を大いに活用し，社会還元型の生涯学習を進めます。
- **特別支援学級との交流や地域行事へ積極的に参加できる機会づくり**
…普段から，特別支援学級との交流を実施します。また，地域の祭りなどへの参加や，その設営協力としての道路のゴミ拾いなどの活動を行います。

<学校での取り組み>

- 0歳からの社会力育ての重要性を，保護者に周知します。
- 総合的学習の時間などで，社会力の大切さを学ぶ時間を増やすことに努めます。
- 地域で大人と一緒に活動する機会を作ることに努めます。

② 地域住民の福祉意識を高めます。

＜地域の住民や団体・企業等の取り組み＞

- 地域での子育てやボランティアグループの活動などに関心を持ちます。
- 地域でできることは地域で担うという考え方で、地域福祉に取り組みます。
- 活発な活動を展開している団体を参考に、自分たちの地域の実情に合った取り組みを考えます。
- 地域の福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加していきます。
- 活動団体同士が持つ情報を共有し、身近な地域でさまざまな立場から支援することができる体制をつくります。
- 福祉を特定の人だけのものではなく、自分もいつかは関わる問題としてとらえます。
- 市民の一人として、自らの生きがいをづくりとして地域活動に参加します。
- 各種の交流会や学習会に積極的に参加し、知識の習得に努めます。
- 地域活動において、協力や分担の可能性について話しあいます。
- 区・町内会・自治会などで、高齢者や障がいのある方、児童との交流の場を設けます。
- ボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくります。

<市の取り組み>

○ 学校における福祉教育の充実

…道徳や総合的な学習の時間の中で、人権や福祉について学習し、助けあいの態度を育成するほか、ボランティア活動、募金活動などの特別活動や福祉体験学習を通して、福祉について考える学習を行います。

○ 地域福祉の高揚を図るための出前講座や地域座談会の開催

…「まちづくり出前講座」で、健康や福祉に関するメニューを実施します。

○ 地域で支えあう意識を高めるための事業の実施

…「石岡市地域福祉推進モデル事業」の実施にあたり、モデル事業を実施する地区や、実際に行った事業の内容や経過を広報誌で報告します。

…「石岡市地域福祉計画」概要版を配布し、計画の存在や理念、活動の内容の広報に努めます。

○ 地域福祉についての講演会の実施

…社会福祉協議会と共同で地域福祉講演会を開催します。

○ 地域活動への参加を通じた生きがいづくり

…「石岡市地域福祉推進モデル事業」を実施し、地域住民自身による交流イベントを通して地域の絆を深めたり、三世代（老人クラブ・町内会・子ども会）が三位一体となって、定期的に防犯パトロールや環境美化活動に取り組むなどの活動を支援します。

(2) 福祉に関わる人材の育成

① 地域に貢献する人材を育てます。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 区・町内会・自治会に積極的に加入し、活動に参加します。
- 区・町内会・自治会は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動について理解します。
- 民生委員・児童委員は、活動内容などの情報発信に努めます。
- 各種事業へ積極的に参加します。
- 地域で福祉に関する勉強会を開催し、知識を身につけます。
- ボランティア活動を理解します。
- ボランティア活動に積極的に参加します。
- 福祉関連事業へ積極的に参加します。
- 子ども会活動に積極的に参加します。
- いきいきクラブ（老人クラブ）活動に積極的に参加します。
- 福祉に関連した資格を取得し地域に役立てます。
- ボランティアなどの人材発掘に努めます。
- 福祉に関連した資格を持つ人を多く採用します。
- 社会福祉協議会で実施している事業に協力します。

<市の取り組み>

○ 小・中学校からの福祉教育の推進

…福祉体験学習や福祉施設訪問，ボランティア活動等を通して，社会と関わる力を高め，社会に貢献する姿勢を育成します。

○ 区・町内会・自治会や民生委員・児童委員の情報発信と活動の支援

…区や民生委員・児童委員の活動の内容について広報や市ホームページで情報発信を行います。

…区長会から発信する区の活動についての情報提供への支援を行います。

○ 地域で活動するリーダーや地域福祉の担い手としての人材の発掘と育成

…「ボランティア研修会」，「災害ボランティア養成講座」，「老人クラブリーダー研修会」，「地域福祉を考える集い」，「在宅福祉サービスセンター事業」等の事業を支援します。

○ 研修受入れへの協力

…福祉系専門学生や特別支援学生の研修・実習の受入れに協力します。

○ 福祉関連事業についての情報提供

…専門技術者の確保と保健医療及び福祉の向上に向け，学校等に在学し，市が指定する施設の業務に従事しようとする方に，必要な資金（奨学金）を貸与する制度について周知します。

…「広報いしおか」や市ホームページ及び「社協だより」や社会福祉協議会のホームページで，事業についての情報を掲載します。また窓口においては，事業のパンフレットを設置・配布するなど，啓発活動を実施します。

○ ボランティア，社会福祉協議会と連携した活動の推進

…「広報いしおか」や市ホームページ及び「社協だより」や社会福祉協議会のホームページで，ボランティアの募集や活動の紹介を実施します。

② 住民のボランティア意識を高めます。

＜地域の住民や団体・企業等の取り組み＞

- 地域での子育てやボランティアグループの活動などに関わるようにします。
- ボランティアなどの地域活動を体験できる機会をつくります。
- 一人ではボランティア活動に参加したがない人には、積極的に声をかけ、誘いあいます。
- 地域での交流やボランティア体験の場に積極的に参加します。
- 出前講座など、地域での研修の場に積極的に参加します。
- 地域でのボランティア活動に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加します。

＜市の取り組み＞

- **ボランティア活動の情報提供**
 - …「社協だより」や社会福祉協議会ホームページによる啓発活動、事業パンフレットの設置・配布、在宅福祉サービスセンター事業や石岡ボランティアフェスティバルの機会を通し、周知に努めます。
- **ボランティア活動の推進**
 - …社会福祉協議会で、ボランティアセンターを運営し、コーディネーターが相談と斡旋を行います。
- **ボランティア養成事業の支援**
 - …社会福祉協議会で実施している、「手話奉仕員」、「点字点訳ボランティア」、「ガイドヘルプボランティア」、「ビューティーボランティア」等の養成講座を支援します。
 - …社会福祉協議会で実施している、「中学生福祉体験講座」を支援します。
- **「まちづくり出前講座」の充実**
 - …住民の生涯学習に対する理解や関心を深めるため、「まちづくり出前講座」のメニューを、制度やしくみを分かりやすくするよう見直し、実施します。

第2節 「組織づくり」

～ 連携とネットワークを強めます。～

【現状と課題】

地域には、地域福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があります。区・町内会・自治会や民生委員・児童委員のように地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体のように、地域を越えた広い範囲で活動している団体など、それぞれが目的を持って活動しています。

これからの地域福祉を考えていくうえで、これらの活動が幅広く連携し協働していくことが地域のさまざまな問題解決に必要です。

「向こう三軒両隣」の意識が薄れ、区・町内会・自治会の加入率も年々低下しています。そうした中で、地域が協力して取り組むべきことは、ひとり暮らし高齢者や障がい者などへの支援、子育てや介護の問題、引きこもりや虐待などです。

このように複雑で多様な問題を解決するには、一人ひとりの力では限界があります。そのため、区・町内会・自治会や民生委員・児童委員などが取り組む地域活動の活発化が期待され、地域の中でお互いに支えあう地域づくり、ネットワークづくりが必要とされています。

～ 第1期地域福祉計画における主な市の取り組み ～

◎ 社会福祉協議会、区、民生委員・児童委員との連携

…市報により，社会福祉協議会の連絡事項を区長や協力員へ周知しています。
また，「民生委員児童委員協議会」には，社会福祉協議会職員が出席し，事業内容を説明し情報の共有を図りました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
民生委員児童委員協議会 実施回数（回）	74	74	50

※平成28年度は11月末時点

◎ 勤労青少年ホームの開放

…勤労青少年ホームは，対象年齢である15歳から概ね30歳未満の方以外にも開放しており，多くの団体や住民の方が利用しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
勤労青少年ホーム利用者数（人）	40,585	39,778	21,855

※平成28年度は10月末時点

◎ 生涯現役プラチナ応援事業の実施

…65歳以上の高齢者が，地域貢献活動や生きがいつくり活動に参加することで，生涯にわたり健康でいきいきと活躍できることを目的として，市の指定する講演会や教室に参加した際にはポイントを付与し，市内の施設や店舗で使用できる石岡市プラチナ応援券と交換しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生涯現役プラチナ応援事業 ポイントカード交付数（枚）	1,967	2,790	2,059

※平成28年度は11月末時点

◎ いきいきミニサロン事業の実施

…在宅で生活する高齢者の交流の場として，昼食会やレクリエーション等を行いました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
いきいきミニサロン事業開催数	27	37	49
いきいきクラブ加入者数（人）	1,803	1,851	1,844

※平成28年度は11月末時点

◎ 子どもの遊び場や公園の整備

…平成 26 年度から施行された「石岡市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の遊具や施設の更新工事を行っています。平成 27 年度には「石岡市遊び場マップ」を作成し、市内の幼稚園・保育園の児童に配布しました。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公園の遊具や施設の更新工事	21	3	4
「石岡市遊び場マップ」配布数			2,329
「石岡市遊び場マップ」配布園数			24

◎ 高齢者の交流の場やボランティア活動を推進

…社会福祉協議会では、高齢者の交流の場の確保やボランティア活動の促進として以下のようなイベントや講座を実施しました。

◇平成 27 年度の延べ参加者数

- ふれあい活動交流会 1,309 名
- いきいきミニサロン 5,920 名
- ふれあい食事会 89 名
- 地域福祉を考える集い 531 名
- プラチナファッションショー 400 名
- 高齢者健康農園 131 名
- 高齢者ゲートボール大会 41 名
- わくわく講座 152 名
- シルバーリハビリ体操指導士養成講座 12 名
- ふれあい活動交流会ボランティアとミニサロン交流会代表者との懇談 60 名
- ビューティーボランティア養成講座 3 名
- 児童生徒のボランティア実践活動連絡会議 23 名

【目標の実現に向けた指標】

① 民生委員・児童委員の活動内容を知っている人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、地域の民生委員・児童委員を知っていると回答した人の割合

現状値（平成 28 年） 38.1% → 目標値（平成 33 年） 50.0%以上

② 地域活動に「参加していない」人の割合の減少

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、地域活動の参加について「参加していない」と回答した人の割合

現状値（平成 28 年） 59.4% → 目標値（平成 33 年） 40.0%以下

③ 地域の住民が参加するイベントの参加者数の増加

…地域の住民が参加するイベントのうち、「ふれあい活動交流会」、「いきいきミニサロン」、「石岡ボランティアフェスティバル」、「地域福祉を考える集い」への参加者数

現状値（平成 27 年度） 8,210 人 → 目標値（平成 33 年度） 10,000 人以上

（数値の内訳）

・ふれあい活動交流会	:	1,309 人
・いきいきミニサロン	:	5,920 人
・石岡ボランティアフェスティバル	:	450 人
・地域福祉を考える集い	:	531 人

【具体的な取り組み】

(1) 地域福祉を支える団体間の連携と協働

① 福祉関係機関の連携を図ります。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 自らが行っている活動の情報について積極的に提供します。
- 自ら情報を集め、活用します。
- 近隣で福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に連絡します。
- 保健・医療・福祉に関する情報を自ら集め活用します。

<市の取り組み>

- **福祉関係各機関との協力関係の強化**
 - …社会福祉協議会、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員等の団体の定例会や総会へ参加し、事業の説明を行います。
 - …民児協定例会に社会福祉協議会職員が出席し、事業内容を説明します。
 - …社会福祉協議会の連絡事項について、市報配布を通じ区長・協力員への周知を図ります。
- **保健・医療・福祉関係機関との連携と協働の推進**
 - …地域包括ケアシステムの考え方にのっとった地域包括ケア会議や、地域自立支援協議会、協働のまちづくり推進委員会、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会など、各種の機会を通して各関係機関と連携を構築します。

② 地域交流の場を提供することに努めます。

＜地域の住民や団体・企業等の取り組み＞

- 引越しをした先では、隣近所へあいさつ回りをします。
- 隣近所に新しい住民が引越してきたら、地域の行事を教えるなど、声かけをするようにします。
- 回覧板をきちんと読みます。
- 関係機関や団体と連携して、年代を問わず住民が気軽につどえる機会をつくり、参加を呼びかけます。
- 障がいのある方を持つ家庭と連携し、お互いが交流できる機会をつくります。
- 地域にある社会資源（集会所など）を活用し、つどえる場所を提供できるようにします。
- 各種団体と連携し、ふれあいの場をつくり、絆の輪を拡大します。
- 地域の集会などに積極的に参加します。
- 施設の存在を知ってもらい、閉じこもっている人たちの交流の場とします。
- いきいきクラブ（老人クラブ）に積極的に加入します。
- 子ども会に加入し積極的に活動します。

＜市の取り組み＞

- **交流の場づくりと活動の促進**
 - …高齢者を対象に「いきいきミニサロン」等の事業を実施し、「いきいきクラブ」等の加入を促進します。
- **つどえる場所の確保をめざした公共施設の有効活用**
 - …公民館や勤労青少年ホーム等の公共施設について、地域の住民が積極的に活用できるよう周知活動を強化します。また、多くの団体や住民がコミュニティ活動の場として利用できる施設の在り方を今後も検討・実施します。
- **子どもの遊び場や公園の整備**
 - …「石岡市公園施設長寿命化計画」に基づき、各都市公園の遊具や施設等の更新工事を計画的に実施します。
 - …「石岡市遊び場マップ」を幼稚園や保育園の児童に配布し、安全に遊べる場の情報を提供します。

(2) 住民主体による地域を支えるネットワークづくり

① 地域住民の交流と協働を進めます。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 毎日、家庭内であいさつをします。
- 日ごろからご近所で声をかけあいます。
- 日ごろから隣近所への目配りや気配りを心がけます。
- ご近所の家で郵便物が溜まっていないか気かけます。
- ご近所で電灯がつきっぱなしになっていないか気かけます。
- 住民が気軽に参加できる交流会や催しを開催します。
- 地域活動や交流活動や各種研修会などに自主的に参加します。
- 区・町内会・自治会活動などを活性化させ、参加を呼びかけます。
- 子ども会活動に参加し、運営に協力します。

<市の取り組み>

- **住民が気軽に参加できる交流会や催しの開催**
…社会福祉協議会と連携し、「ふれあい活動交流会」や「いきいきミニサロン」、
「ふれあい食事会」等の交流会や催しを支援します。
- **各地域の交流会や地域活動の推進**
…「プラチナファッションショー」、「地域福祉を考える集い」等の交流会や
地域活動を支援します。
- **地域活動への参加を通じた生きがいづくり**
…高齢者が地域貢献活動や生きがいづくり活動に参加することで、生涯にわ
たり心身ともに健康で、生き生きと活躍できる生涯現役社会の実現を目指
し、「生涯現役プラチナ応援事業」を展開します。
…社会福祉協議会と連携し、「高齢者健康農園」、「高齢者ゲートボール大会」、
「わくわく講座」などの事業を開催します。
…地域包括ケアシステムの介護予防に役立つ「シルバーリハビリ体操指導士
養成講座」を開催します。
- **活動の輪を広げる、活動団体同士の交流の機会の設定**
…社会福祉協議会と連携し、「ふれあい活動交流会」のボランティアと「ミニ
サロン交流会」の代表者との懇談会を設けるなど、交流の機会を設定しま
す。

② ボランティア団体の活動を支援します。

＜地域の住民や団体・企業等の取り組み＞

- ボランティアの活動を理解します。
- ボランティアに関する情報を発信します。
- ボランティアに関する情報を積極的に集めます。
- ボランティア活動に参加します。

＜市の取り組み＞

- **若い世代がボランティアに参加しやすい環境づくり**
 - …「小中学校への福祉体験学習指導」,「中学生福祉体験講座」など,学校での教育機会を通して学童期からのボランティアの意識を高める取り組みを行います。
 - …「石岡ボランティアフェスティバル」の開催や「ビューティーボランティア養成講座」の実施など,若い世代が興味を持ちやすい機会や分野の取り組みを推進します。
- **ボランティアに参加したいと思っている人の発掘と養成**
 - …小学生・中学生への手話や点字の体験の斡旋を行います。
- **各種ボランティア活動の推進**
 - …社会福協議会と連携し,「ボランティアサークルへの支援協力」や「児童生徒のボランティア実践活動連絡会議」を行います。
- **各種ボランティア活動の情報提供**
 - …「広報いしおか」や市ホームページ及び「社協だより」や社会福祉協議会ホームページにて,ボランティアについての啓発活動を行います。
 - …各ボランティア団体等の活動内容が記されたパンフレットを,市や社会福祉協議会の窓口に設置します。また,イベント等の機会を通じて配布を行います。

第3節 「体制づくり」

～ 住民と行政の協働を進めます。～

【現状と課題】

近年、少子高齢化、核家族化などが進み地域社会が変化しています。それにつれ昔ながらの家庭や地域の付き合いが希薄化し、助けあいや支えあいなどの機能が失われてきています。

そこで、お互いに助けあい支えあうことにより、誰もが安心して暮らせるために、地域に住むすべての人が地域福祉を認識することが大切です。

つまり、これからは、地域で生活するなかで問題が起き、より良く解決していくためには、住民一人ひとりの努力である「自助」、自発的な互いの支えあいである「互助」、リスクを共有する仲間同士の負担の分け合いである「共助」、公的な制度による支援である「公助」の連携による取り組みが重要になってきます。

また、市民アンケート結果によると、市の福祉に関する情報の入手先としては、「市広報紙や市の発行するパンフレットから」が70%、次いで「市のホームページから」が27%、「社会福祉協議会から」が20%となっており、行政などに大きな期待が寄せられています。

そのために、必要な人に必要な情報が届く体制を作り、情報を一元的に提供できる仕組みを作り、その充実を図る必要があります。

さらに、高齢者も障がいのある方も、自らの意志で趣味や地域活動に参加できる環境づくりが求められています。

～ 第1期地域福祉計画における主な市の取り組み ～

◎「市長へのたより」の配布・「タウンミーティング」の開催

…住民や各団体の意見を広くきくために、「市長へのたより」を市報に折り込んでいます。また、タウンミーティングも開催し、住民の声を直接きく場を設けています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
タウンミーティング開催数	12	8	8
市長へのたより受付件数	129	89	51

※平成28年度は11月末時点

◎ 住民の相談対応

…市の相談窓口では、各部署と情報共有を行い、住民の皆さまに適切な案内ができるよう努めるとともに、市のホームページからも問い合わせを受け付けています。また、専門的な相談にも対応するため、無料法律相談会を開催する他、消費生活センターや基幹型相談支援センター、障害者虐待防止センターも設置しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市民相談件数	113	186	99
法律相談開催数	45	45	31
行政相談開催数	6	6	4
司法書士相談開催数	6	6	4
土地家屋調査士による 合同相談開催数	0	1	1
消費生活センターの相談件数	389	426	183
基幹型相談支援センターの 相談件数	882	303	201
心配ごと相談件数	27	26	19

※基幹型の平成28年度は9月末時点、それ以外は11月末時点

◎「くらしの便利帳」の配布

…新しく石岡市に転入してきた人には、「くらしの便利帳」を配布し、行政サービスや各種福祉情報を提供しています。また、市報や市ホームページでも情報を公開する際にはできるだけ日常用語を使用し、わかりやすく伝わるよう努めています。

◎ 防犯・交通安全の情報発信

…「広報いしおか」や市ホームページ、メールマガジン、防災行政無線を通して、防犯や交通安全に関する情報提供や行方不明者への呼びかけを行っています。

◎ まちの整備

…道路や公共施設の整備を実施し、住民が安全で安心した地域生活ができるよう努めています。石岡駅や公園、市営住宅の一部にはユニバーサルデザインを採用しています。

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	新設	修繕	新設	修繕	新設	修繕
街路灯の設置・修繕	44	103	31	83	26	54
カーブミラーの設置・修繕	42	80	32	79	17	47
防犯灯の LED 化の補助, 新設, 取替	57	625	51	421	77	641

※平成 28 年度は 10 月末時点

◎ 「在宅災害時要援護者避難支援計画」・「在宅災害時要援護者避難支援台帳」の策定

…平成 26 年度に「在宅災害時要援護者避難支援計画」及び「在宅災害時要援護者避難支援台帳」を策定し、大規模な災害時に備え、支援が必要な方の名簿を作成し、迅速かつ安全な避難体制づくりに努めています。

在宅災害時要援護者避難支援台帳については、「広報いしおか」や市のホームページにも情報を掲載し、住民の理解促進を図っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
在宅災害時要援護者避難支援台帳登録者数			1,1195

※平成 28 年度は 10 月末時点

◎ 避難場所の確保と設置

…市内に指定避難場所を設ける他、要援護者の避難場所を確保するため、平成 24 年度から福祉施設事業者と協定を締結しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
協定を締結した福祉避難所	17	17	17
指定避難所	39	39	39
指定避難場所	39	39	39

◎「リーダー研修会」・「防災訓練」の実施

…「リーダー研修会」を通して自主防災組織活動の活性化を図っています。また、総合防災訓練や地域防災訓練を実施し、災害時に安全に避難できるよう努めています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
リーダー研修会の実施回数	2	2	2
総合防災訓練の実施数	0	1	0
地域防災訓練の実施数	2	1	2

◎「ぼうさいいしおか」の運用

…平成 27 年度より市内全域に放送ができる防災行政無線「ぼうさいいしおか」を運用しています。

【目標の実現に向けた指標】

① 「在宅災害時要援護者避難支援登録制度」の内容まで知っている人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、「在宅災害時要援護者避難支援登録制度」について「制度名も活動の内容も知っている」と回答した人の割合

現状値（平成 28 年） 6.4% → 目標値（平成 33 年） 30.0%以上

② 福祉・保健サービスや相談体制の満足度の上昇

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、福祉・保健サービスや相談体制の満足度について「満足している」、「ほぼ満足している」と回答した人の割合の合計

現状値（平成 28 年） 12.9% → 目標値（平成 33 年） 50.0%以上

③ 防災や防犯の情報を得る方法についての満足度

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、防犯や防災の情報を得ることについて「十分得られる状況だ」、「特に問題は感じない」と回答した人の割合の合計

現状値（平成 28 年） 未実施 → 目標値（平成 33 年） 50.0%以上

【具体的な取り組み】

(1) 地域福祉向上のための協働の推進

① 安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。
- 小・中学校の登下校の時間に合わせて、見守りや巡回、散歩などの外出をするように心がけます。
- 「こども110番の家」の設置に協力します。
- 街路灯やカーブミラーなどに不具合がある場合は、関係機関へ連絡をします。
- 防犯灯に不具合がある時は、地域で管理します。
- 関係機関や団体と連携を図り連絡のできる関係を日ごろからつくり、地域の安全を守るよう努めます。
- 消防団とは別に、自主防災や防犯組織を立ち上げるように努めます。
- 地区役員に呼びかけ、エンゼルパトロールに加入します。
- 住民同士の情報提供と連携に努めます。
- 地域で防災や防犯に関する学習会を開催し、防災と防犯意識の高揚に努めます。
- 家屋の耐震対策、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの減災対策の推進に努めます。
- 一人ひとりの交通安全意識を高めます。
- 災害時や緊急時の安否確認のネットワークづくりに努めます。

<市の取り組み>

○ 街路灯やカーブミラーなどの整備

…住民の安全な道路歩行のため、需要の増えている街路灯やカーブミラーの新設や修繕を計画的に実施します。

○ 防犯灯の設置支援

…住民の安全を守るため、需要の増えている防犯灯の新設や取り換えの支援を計画的に実施します。

…各自治会の管理する防犯灯についてLED化の支援を計画的に実施します。

○ 防犯・交通安全の情報発信

…「広報いしおか」や市ホームページ、メールマガジンや防災行政無線などを通して、防犯や交通安全の情報を発信します。

…行方不明者の呼び掛け、交通安全に関するメールマガジン等の発信を行うとともに、メールの利用者数の増加を図ります。

○ 警察署など関係機関・団体との連携の強化

…安全・安心なまちづくりをめざし、交通安全・防犯団体等との連携を強化します。

○ 年齢や障害の有無にかかわらず安全に過ごすことのできる公園等の整備

…「石岡市公園長寿命化計画」や「石岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、各都市公園の遊具や施設等の更新工事を行うなど整備を進めます。

○ 誰もが使いやすいユニバーサルデザインの実現

…石岡駅や公園などの公共施設や、市営住宅等の改修や新設の機会においてユニバーサルデザインを取り入れるとともに、市民の理解と周知を図ります。

② 災害時の支援体制の確立に努めます。

＜地域の住民や団体・企業等の取り組み＞

- 避難場所を事前に確認します。
- 家具の転倒防止対策を行います。
- 住宅用火災報知器を設置します。
- 防災知識を身につけます。
- 非常食や水や防災グッズを用意します。
- 自主防災組織の活動に協力します。
- 日ごろから、在宅災害時要援護者へ声かけをし交流に努めます。
- 防災訓練に参加します。
- 年1回防災訓練をします。
- 消防団へ参加します。
- 消防団とは別に自主防災組織を立ち上げるよう努力します。
- 区・町内会・自治会が動きやすくするため、防災無線を活用します。
- 地域ぐるみで災害時の安全な避難所の再確認をします。
- 支援が必要な人は、在宅災害時要援護者避難支援台帳へ登録します。
- 関係機関や団体は、連携して在宅災害時要援護者避難支援台帳の作成支援や災害時における要援護者の避難支援に努めます。
- 必要な人に、在宅災害時要援護者避難支援台帳の仕組みを知らせ、登録を勧めます。
- 行政に、飲料水や食料の提供について情報を提供します。
- 災害時に要援護者の避難を手伝います。
- 事業所の防災対策を進め、災害時にも業務継続できるようにします。

<市の取り組み>

○ 自主防災組織活動の活性化

…自主防災組織の設立を支援し、「リーダー研修会」の活性化に取り組みます。

○ それぞれの状況にあった避難場所の確保

…指定避難所や指定避難場所をはじめ災害応援先や福祉施設の避難場所の提供を確保します。

…現在、市内 17 の施設と福祉避難所の協定を締結しており、今後も協定を継続します。また今後、施設と協議のうえ、適切な運営方法を検討します。

○ 災害発生時の対策と対応についての区を通じた全世帯への周知

…区長会と協働し、地区ごとの防災訓練等に参加し、防災活動等の支援に取り組みます。

○ 防災の情報を伝える多様な手段の確保

…市内全域に届く防災行政無線「ぼうさいいしおか」を運用します。また、テレホンサービスや市メールマガジン・ホームページ、Jアラート等により、情報を配信します。

…放送が聞き取れない方への対応とバックアップツールの普及について検討します。

○ 在宅災害時要援護者避難支援台帳への登録と周知

…在宅災害時要援護者避難支援台帳の登録制度について「広報いしおか」や市ホームページに掲載し、利用の促進と啓発に努めます。

○ 在宅災害時要援護者へ防災情報などの提供

…在宅災害時要援護者避難支援台帳に登録された要援護者に対し、災害時に対応するための個別計画を策定し、必要に応じた情報の発信を行います。

○ 災害時・緊急時の安否確認のネットワークづくり

…「在宅災害時要援護者避難支援計画」に基づき、各地域単位でのネットワークのあり方を検討します。

(2) 情報の発信と相談事業の強化

① 情報の提供を充実します。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 近所の情報を取り入れます。
- 「広報いしおか」や「社協だより」、回覧板などを読み、行政をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。
- 行政と社会福祉協議会からのアンケートに回答するように努めます。
- 地域情報の提供手段として回覧板を更に活用します。
- 民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する人が、必要な人に必要な情報を提供し、行政窓口につないでいきます。
- 民生委員・児童委員と区・町内会・自治会が連携し、情報を共有し、地域とのつながりを図ります。
- 民生委員・児童委員に情報を提供します。
- 行政や関係機関と情報を共有します。
- 住民同士の情報提供と連携を進めます。
- 福祉情報の収集に努めます。
- 他団体との意見や情報の交換を図ります。

<市の取り組み>

- **転入者への地域の情報提供**
 - …市外からの転入者に対し、転入届が出される時に「くらしの便利帳」を配布します。また、配布の際、ゴミの出し方等、地域の情報について案内します。
- **住民への分かりやすい地域の情報提供**
 - …「広報いしおか」や市ホームページなどを通じて、住民に分かりやすく情報を伝えるようにします。
 - …市メールマガジンを活用し、情報の提供を行います。
- **住民や地域団体のニーズの把握に向けた多様な手法の実施**
 - …市報に「市長へのたより」を折り込み、意見集約の機会とします。
 - …まちづくりへの参画意識を高めてもらう機会として、「タウンミーティング」を広く周知し開催します。

(→次ページへ)

- **福祉サービスに関する制度や関係機関・団体の活動内容等の情報提供**
 - …社会福協議会と連携し、「社協だより」や社会福祉協議会のホームページを利用し啓発活動を実施します。
 - …市役所や関連施設の窓口に事業等のパンフレットを設置し、イベントの折に配布するよう努めます。
- **行政が行う事業内容の公開やPR**
 - …市報や市ホームページを通じ、事業内容を公開しPRします。
- **日本赤十字社資の趣旨，活動内容の広報**
 - …「広報いしおか」に日本赤十字社の広報紙を折り込み，全戸配布します。
 - …社会福祉課が市における日本赤十字社の窓口を兼ねているため，活動資金の募金や活動内容のパンフレットの設置などを行います。
 - …毎年5月を「赤十字運動月間」と定め，各区長や協力員との連携のもと，活動を啓蒙するキャンペーンを展開します。
- **専門的な福祉の用語使用についての合理的な配慮**
 - …福祉の専門的な用語を，日常使うことばに置き換え，分かりやすく伝えるようにします。
- **健康づくり施設の情報を提供します。**
 - …健康づくり施設について，「広報いしおか」や市ホームページで情報を提供します。
- **福祉サービスに関する情報提供**
 - …各種福祉サービスについて「広報いしおか」や市ホームページで情報を提供します。
 - …まちづくり出前講座でサービス内容の説明を行います。
 - …インターネット上で周知するほか，相談時での説明，団体などの説明会を通じて情報を提供します。

② 各種相談事業を充実します。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 相談支援内容の情報を入手します。
- 困ったときに身近で相談できる人や場をつくります。
- 地域で解決する方法を検討するため、情報交換をします。
- 事業所が持つ専門知識を、地域や関係機関で活かします。

<市の取り組み>

○ 各種相談窓口の充実

- …各部署の業務内容を把握し、情報収集につとめ、適切な案内を心がけます。
- …障害福祉サービスの地域生活支援事業として、基幹型相談支援センターを障害者虐待防止センターとともに設置し、相談にあたります。
- …高齢者の権利擁護や介護の相談窓口として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置し相談にあたります。
- …地域子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の相談に応じ、安心して遊べる場を提供します。

○ 気軽に相談できる場と機会の確保

- …市役所の各部署に相談窓口を設けるほか、開庁時間中の訪問が難しい方等でも相談ができるよう、市のホームページからの問い合わせ機能を活用します。

○ 様々な専門相談の場の確保

- …弁護士による無料法律相談（公費負担）をはじめ、行政相談・司法書士相談・土地家屋調査士による専門的な合同相談を開催します。
- …社会福祉課は地域生活支援事業として基幹型相談支援センターを障害者虐待防止センターと合わせて設置し運営します。
- …石岡市消費生活センターを常設し、専門の相談員による消費生活の相談に対応します。

○ 相談支援事業者などの相談体制づくり

- …社会福祉課は地域生活支援事業として基幹型相談支援センターを障害者虐待防止センターと合わせて設置しています。

第4節 「計画の担い手と役割」

～ それぞれの特性を活かします。～

【現状と課題】

「地域福祉計画」は、支援が必要な人々が地域の中で生活する上で解決すべき課題を明らかにするとともに、そのために必要なサービスや、それを提供する体制を整備することを目的とした計画です。また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、住民や福祉活動を行う団体などが、「地域福祉の担い手」として、相互に協力して地域福祉を高めることを目的とした民間の活動・行動計画です。

このため、行政は「地域の福祉を高めるための環境整備の担い手」として、社会福祉協議会は「地域福祉の水準を高める中心的役割」と「行政と市民のつなぎ役」としての役割を果たしていかなければなりません。行政と社会福祉協議会は、それぞれの役割を分担しながら、密接に連携して、地域福祉の水準を高めていかなければなりません。

住みなれた地域で誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、住民が求める福祉サービスを的確に提供できる仕組みづくりやサービスの質の向上が求められています。そのためには、住民が求める福祉サービスについて、身近な地域でいつでも相談でき、迅速に対応できる支援体制が大切です。そして、住民に必要な情報を分かりやすく提供しながら各種の制度を総合的に支援できる仕組みづくりが必要になります。

近年では、生活困窮者への対応についても大きな課題となっています。経済的な事情については、個人の情報の中でも特に知られたくないものとして扱われることが多いため、十分な配慮と、多層的な支援づくりが必要です。

～ 第1期地域福祉計画における主な市の取り組み ～

◎ 社会福祉協議会への助成

…社会福祉協議会に補助金を支給し、人件費や活動を助成しています。

◎ 「文化祭」や「まちの文化一日体験」の実施

…石岡市文化協会が実施する文化祭やまちの文化一日体験を通して、市内の文化芸術団体の活動の周知を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
文化祭の開催数	2	2	2

◎ 空き家の調査と活用

…市内の空き家の実態を調査し、その活用に取り組んでいます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
空き家調査実施数		1	1

◎ シルバー人材センターへの補助

…公益社団法人石岡地方広域シルバー人材センターの経費の一部に補助金を支給し、自立的で円滑な運営ができるよう支援しています。これにより高齢者の雇用機会の確保と生きがいの充実、社会参加を促進しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
石岡市地方広域シルバー人材センターの登録者数	1,070	1,064	1,054

※平成28年度は11月末時点

◎ 地域包括支援センターでのサービスの提供

…地域包括支援センターでは、高齢者の介護等についての相談を受け付けて指導を行うほか、成年後見制度についての啓発や、利用の促進を図っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ケアプラン作成件数	4,288	4,395	2,179
成年後見制度の相談件数	74	88	42
成年後見制度の申立件数	1	1	1

※平成28年度は9月末時点

◎ 各種子育て支援の実施

…子どもを産みやすく育てやすい環境を整備するため、子育て世帯や新婚世帯に家賃の助成を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
子育て世帯・新婚世帯への家賃助成補助金申請件数	63	145	161

※平成 28 年度は 12 月末時点

◎ 「赤ちゃんの駅」の設置・「おむつ無料クーポン券」の配布

…子育てしやすい環境づくりとして、市内には、赤ちゃんのいる家族が外出時に気軽に立ち寄れ、授乳やおむつ交換が出来るスペース「赤ちゃんの駅」を設置しています。また、満 1 歳未満の乳児の保護者に対しては、市内の取扱店で使える「おむつ無料クーポン券」を配布しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
赤ちゃんの駅設置数	28	28	28
おむつ無料クーポン券配布人数		327	355

◎ 障害者への適切なサービス

…障害者総合支援法や障害者差別解消法、障害者優先調達法に基づき、適切なサービスを行い公共の施設や交通手段の利便性を高めることに努めています。

【目標の実現に向けた指標】

① 「地域福祉計画」の内容まで知っている人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、「地域福祉計画」について「計画も活動の内容も知っている」と回答した人の割合。(ただし、現状値については「地域福祉計画・地域福祉活動計画」での認知度を聞いていたため、参考とします。)

現状値（平成 28 年） 3.3%（参考） → 目標値（平成 33 年） 30.0%以上

② 「石岡市社会福祉協議会」の活動内容まで知っている人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、「石岡市社会福祉協議会」について「名前も活動の内容も知っている」と回答した人の割合。

現状値（平成 28 年） 15.6% → 目標値（平成 33 年） 50.0%以上

③ 「生活困窮者自立支援制度」の内容まで知っている人の割合の増加

…『「石岡市地域福祉計画」策定のための市民アンケート』で、「生活困窮者自立支援制度」について「制度名も活動の内容も知っている」と回答した人の割合。

現状値（平成 28 年） 7.2% → 目標値（平成 33 年） 30.0%以上

【具体的な取り組み】

(1) 地域での活動への支援

① 役割分担を明確にします。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 自らが行っている活動の情報を積極的に提供します。
- 福祉サービスに関する情報を自ら集め活用します。
- 社会福祉協議会の組織と活動を理解するよう努めます。
- 社会福祉協議会の活動資金となる会費や共同募金に協力します。
- 社会福祉協議会の主催事業などに積極的に参加します。
- 福祉サービスの担い手として参加するようにします。

<市の取り組み>

- **社会福祉協議会への活動支援**
…社会福祉協議会に対し、活動や運営費の一部を助成するなど、社会福祉協議会の活動が円滑に行われるよう支援を行います。
- **社会福祉協議会と連携した住民のニーズの把握**
…この計画の改定に当たっては、社会福祉協議会の意向を踏まえた上で住民を対象としたアンケートを実施します。
- **地域福祉活動計画と連携した施策の推進**
…この計画にあげたさまざまな各事業と、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画における多くの事業を連携することで、効果的な運営を行います。
- **各種募金活動への協力**
…社会福祉協議会の活動資金の一部となるさまざまな募金について社会福祉課が窓口となるなど、活動の連携を行います。
- **住民の地域活動を推進**
…防犯活動や美化活動などの地域活動を推進します。
- **社会福祉協議会と連携した社会福祉協議会の活動内容の周知**
…「広報いしおか」や市ホームページ及び「社協だより」や社会福祉協議会のホームページで活動内容の周知に取り組みます。

② 社会資源の見直しと活用を図ります。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 民話、伝統行事、文化、暮らしなどを通じて、地域の歴史にふれる機会をつくれます。
- 地域文化の担い手を育てます。
- 人や施設などの社会資源を活用し、地域住民が気軽に集まれる場所を確保します。
- 既存の施設の機能や役割を理解します。
- 施設職員が持つ専門的知識を地域で役立てます。
- 人や施設などの社会資源を発掘し、活用します。
- 市民講師に登録します。
- 区・町内会・自治会などは、地域内の名人や達人に協力を求めて、地域活動を展開します。
- 行政や社会福祉協議会にはもちろん、地域外にも、名人や達人を積極的に紹介します。

<市の取り組み>

- **さまざまな講座の開催と各種の文化活動についての周知**
 - …石岡市文化協会が実施する文化祭やまちの文化一日体験など、各種文化芸術団体が行っている活動の周知を図り、新たな会員を増やすため開催の時期や場所等を検討します。
- **人や施設などの社会資源の発掘と活用**
 - …「歴史の里いしおか市民講師」制度を実施し、経験や知識の豊かな地域の人材に市民講師に登録するよう呼びかけるとともに、これを活用します。
- **空き家や空き店舗などの社会資源の活用**
 - …市内の空き家の実態状況の調査報告をもとに、利用可能な空き家を有効に活用するようにします。

(2) 福祉サービスの促進と強化

① 福祉サービスの充実に努めます。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- 福祉サービスについて正しく認識するようにします。
- 自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などに伝え、サービス利用を勧めます。
- 公共施設や公共交通機関について、利用する上で感じる不便なことなどの情報を行政に提供します。
- 集会や行事などへの参加に際し、介助が必要な人に人的なサポートを行います。
- よりよいサービスを行うため、利用者の目でサービスを見直し、必要に応じて、行政へ意見提案をしていきます。

<市の取り組み>

- **公共施設や公共交通機関の利便性向上**
 - …障害者差別解消法の主旨にもとづき、障がい者に合理的な配慮をするよう努めます。
 - …特に市内においては、職員向け研修会を実施し、住民の模範となるよう努めます。
- **成年後見制度についての周知と制度利用の促進**
 - …認知症等により判断能力のない方への生活の自立援助と権利擁護を目的とした事業を展開します。
 - …「広報いしおか」に制度の記事を掲載するなど、啓発活動を実施します。
- **福祉サービスに関する情報提供**
 - …各種福祉サービスについて「広報いしおか」や「社協だより」を使って、また市ホームページで情報の提供を行います。
 - …まちづくり出前講座でサービスの内容を説明します。
 - …相談があった時の住民への説明や、団体などへの説明会を通じて福祉サービスについて情報の提供を行います。

② 生活困窮者に向けた対策を進めます。

<地域の住民や団体・企業等の取り組み>

- サロン活動などの各事業に積極的に参加し、日常的に助けあえる関係を築きます。
- 民生委員・児童委員による訪問や、自治会や町内会などで近隣住民同士の普段からの交流を大切にします。
- ボランティア等による日常的な見守りや助けあいを活用します。
- 困窮者の立場や困窮者に向けたサービスについて理解を深めます。

<市の取り組み>

○ 生活困窮者の把握と社会資源の活用や創出

…対象者の数の把握や既存の社会資源の活用の検討を行い、新たな社会資源の創出について、地域の実情を踏まえ検討を行います。

○ 「自立相談支援事業」の実施

…生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを狙いとして、生活困窮者からの相談を受け、① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握、② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定、③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施する「自立相談支援事業」を実施します。

○ 「住居確保給付金」の給付

…離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ることを目的に、収入、資産、就職活動の3つの要件を満たし、申請のあった対象者に「住宅確保給付金」を給付します。

○ 地域の実情に応じた支援のあり方の検討

…生活や就労、そして世帯の子どもに対する学習面、さらには経済的支援などについて、今後地域の実情を把握しながら、支援のあり方を検討します。

○ 多様な主体による包括的な支援の提供

…ハローワーク等と連携し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」や地域若者サポートステーション等についての情報を提供するなど、就労に向けた包括的な支援を提供します。

…社会福祉協議会で実施している「心配ごと相談事業」や、「資金貸付事業」等を通じて、生活や経済的な支援を提供します。

第

5

章

計画の推進と評価

第5章 計画の推進と評価

地域福祉計画は、石岡市が、各種の計画に反映させながら着実に取り組むとともに、社会福祉協議会、住民、地域活動団体、ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者などとも連携して進めていきます。

そのため、「広報いしおか」や社会福祉協議会の広報誌「社協だより」、ホームページなどを通じて、計画を広く市民に知らせ、普及に努めます。区・町内会・自治会や民生委員・児童委員、その他各種団体に対し、計画の趣旨を説明し、協働体制を確立します。また、国や県による、法や制度についての動向を見極めつつ、関係各課と連携し、調整を図り、計画の進行ぐあいを把握し、問題点を把握するなどして進めていきます。

計画の評価については、各年度ごとに本計画に示した「具体的な取り組み」に沿って取り組まれる各事業の評価を行います。

次の計画策定時においては、「目標の実現に向けた指標」により計画の達成度を測ります。指標には具体的な施策の進捗やアンケート調査による市民の実感を項目に挙げ、地域福祉という結果の目に見えにくい分野について、着実に前進ができるような評価を行うことで、次回の策定につなげます。

資料編

1 石岡市地域福祉計画策定委員会要綱

平成28年3月31日

告示第150号

(設置)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する石岡市地域社会福祉計画（以下「市地域福祉計画」という。）策定に必要な事項を協議するため、石岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市地域福祉計画の立案に関すること。
- (2) 市地域福祉計画の策定に関する調査及び連絡調整に関すること。
- (3) その他市地域福祉計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 福祉関係団体等の代表者
- (4) 市民から公募した者
- (5) 民生委員児童委員の代表者
- (6) 地域住民組織の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の事務が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 石岡市地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	所 属	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	筑波大学名誉教授	門脇 厚司		委員長
保健関係者	茨城県土浦保健所	緒方 剛	所長	
雇用関係者	石岡公共職業安定所	木村 武浩	所長	
医療関係者	石岡市医師会	元山 誠	理事	
〃	石岡市医師会在宅介護医療支援センター	岡野 ひとみ	管理者	
福祉系団体	石岡市ボランティア連絡協議会	吉田 成子	副会長	
〃	石岡市いきいきクラブ連合会	佐藤 芳夫	連合会長	
〃	石岡市身体障害者福祉協議会	清水 晴美	会長	
〃	石岡市ケアマネジャー等連絡協議会	山口 隆之	会長	
市民代表	公募	渡辺 吉光		
〃	公募	橋本 麗奈		
民生委員 児童委員	石岡市民生委員児童委員協議会 連合会	矢口 輝行	副会長	副委員長
〃	石岡市民生委員児童委員協議会 連合会	三輪 康史	副会長	
地域団体	石岡市区長会	佐藤 信夫	会長	
〃	石岡市区長会	大槻 光一	副会長	
〃	石岡市地域女性団体連絡協議会	亀井 比志子	会長	
教育関係者	石岡市学校長会	櫻井 光好	会長	
〃	石岡市子ども会育成会連合会	青木 尚美	会長	
福祉関係団体	石岡市社会福祉協議会	仲川 栄二	事務局長	
行政関係者	石岡市保健福祉部	武熊 俊夫	部長	

石岡市地域福祉計画

平成 29 年 3 月

発行 ◆茨城県石岡市 保健福祉部 社会福祉課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1

TEL : 0299-23-1111(代) FAX : 0299-27-5835

E-mail : shafuku@city.ishioka.lg.jp

